

国海運第 1 5 6 号
平成 2 5 年 2 月 2 8 日

各地方運輸局海上安全環境部長
北陸信越運輸局海事部長
神戸運輸監理部海上安全環境部長
九州運輸局海上安全環境部長
沖縄総合事務局運輸部長

殿

海事局運航労務課長

海上労働条約の批准に伴う船員法の一部を改正する法律等について

2 0 0 6 年の海上の労働に関する条約（以下「海上労働条約」という。）の批准に伴う「船員法の一部を改正する法律」（平成 2 4 年法律第 8 7 号。以下「改正法」という。）が昨年 9 月の第 1 8 0 回国会において成立し（9 月 1 2 日公布）、労働条件関係部分について本年 3 月 1 日から施行されることとなった。これに伴い必要とされる政省令として、平成 2 5 年 1 月 2 3 日に「船員法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（平成 2 5 年政令第 9 号。以下「施行期日政令」という。）及び「船員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（平成 2 5 年政令第 1 0 号。以下「整備政令」という。）を、平成 2 5 年 2 月 2 8 日に「船員法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令」（平成 2 5 年国土交通省令第 8 号。以下「改正省令」という。）を公布したところである。

今般の改正は、海上労働条約に準拠し船員の労働環境の改善・維持を図るとともに、船員の労働条件等に関する法定検査制度を創設するものであり、今後、法令の円滑な施行のために関係者への周知徹底が必要不可欠であるので、各地方運輸局等においては、今回の趣旨を十分理解のうえ、下記事項を踏まえ、業務遂行に万全を期されたい。

なお、法定検査制度及び登録検査機関の登録制度に関する規定に関する事項については、関係政省令公布時に周知する。

記

第 1 船舶所有者への適用（新法第 5 条第 2 項関係）

現行法（改正法による改正前の船員法（昭和 2 2 年法律第 1 0 0 号）をいう。以下同じ。）第 5 条において、船舶の管理や貸渡状態に応じて、船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人を船舶所有者の義務を負う者として定めるほか、これら以外で船員を使用する者についても同様に、それぞれ労働条件等に関する義務を課しているところであるが、当該船舶について、新法（改正法による改正後の船員法をいう。

以下同じ。)第11章の2に定める船員の労働条件等の検査(以下「海上労働検査」という。)を受検するとともに、新法第113条の3の規定に基づく海上労働証書等の船内備置義務を負い、これらの規定に関する罰則の適用を受ける者については、単一の者とするのが適当であることから、船舶共有の場合の船舶所有者の規定は船舶管理人のみに、船舶賃借の場合の船舶所有者の規定は船舶借入人のみに適用することとした。

この結果、海外貸渡方式で運航される船舶(いわゆる「マルシップ」)については、従来どおり個々の船員の労働条件等に関する義務は雇用者たるそれぞれの船舶所有者が義務を負うこととなるが、海上労働検査上の責任は受検者たる船舶借入人(最終的に船舶を借り入れる外国法人)が負うこととなる。

これに伴い、マルシップに係る海員名簿第六表の記載については別添1によることとし、今後は、当該書類をもって海上労働検査における船舶所有者の関係を証する書類として扱うこととする。

第2 雇入契約等

1 雇入契約の締結前の書面の交付(新法第32条、新規則第16条)

現行法第32条に基づき、現行規則(改正省令による改正前の船員法施行規則(昭和22年運輸省令第23号))をいう。以下同じ。)第16条において、雇入契約又は雇用契約の締結に際して、船員に対する書面の交付による労働条件の明示を船舶所有者に義務付けてきたところであるが、海上労働条約A2.1基準1(b)に基づき、船員が契約内容について十分な説明を受けられるよう新法第32条において、あらかじめ船員又は船員になろうとする者(以下「船員等」という。)に対し、書面(以下「労働条件通知書」という。)を交付して説明する(記載内容の変更をする場合を含む。)こととした。

また、労働条件通知書の記載事項については、海上労働条約A2.1基準4に基づき、新法第32条及び新規則(改正省令による改正後の船員法施行規則をいう。以下同じ。)第16条において、現行規則第16条の項目に加え、契約の当事者たる船舶所有者の氏名等並びに災害補償及び送還に関する事項を記載しなければならないこととした。

2 雇入契約の成立時の書面の交付(新法第36条、新規則第16条の3)

(1) 書面の交付

海上労働条約A2.1基準1(a)及び(c)に基づき、雇入契約を締結したときは、遅滞なく、労働条件通知書に記載しなければならない項目に加え、契約の当事者たる船員の氏名等の情報並びに当該雇入契約を締結した場所及び年月日を記載し、双方が署名した書面(以下「雇入契約書」という。)を交付する(契約変更をした場合を含む。)ことを義務づけることとした。

これに伴い、労働条件の記載方法、雇入契約書の交付の取扱いについては、今後は以下のとおりとする。

- ① 雇入契約書は別添 2（作成要領及び記載例）に倣い、新法第 36 条の内容をすべて記載するものとする。

労働条件については、個別事項について具体的に記載することを原則とするが、就業規則等において詳細に条件を定めている場合にあっては、その規定を引用して明示しても差し支えない。この場合、当該規定は雇入契約の一部であるので、当該規定の写しを添付すること。また、この場合であっても、基本給については、就業規則の規定によることなく、具体的な金額等を明示すること。

- ② 雇入契約書は船舶毎に作成することを原則とするが、労働条件が同等であって、当該船舶所有者に属する複数の船舶について乗り組むことについて船員が同意している場合にあっては、一つの雇入契約書にまとめても差し支えない。

- ③ 雇入契約書が労働条件通知書の内容を包含していることから、雇入契約書の記載をもって労働条件通知書としても差し支えない。

ただし、当該書面は、船員等の合意を得られていないので、説明した時点においては労働条件通知書であり、それに双方が合意し、署名した時点で雇入契約書となることに留意すること。

- ④ 雇入契約書の交付は、原則として雇入契約成立の都度行う必要があるが、既に交付した雇入契約書と同一の内容で再び雇い入れる場合にあっては、雇入契約書の交付を省略しても差し支えない（別添 3 参照）。

- ⑤ 雇入契約書の記載事項について変更が生じた場合は契約変更を行うこととなるが、雇入契約書において就業規則の規定を引用した場合であって、当該引用している部分の規定の変更があった場合については、就業規則の変更内容については就業規則の変更時に船員に通知しているので、雇入契約書の変更を行わなくても差し支えない。

（2）雇入契約書の保管・利用（新規則第 16 条の 3）

雇入契約書については、海上労働条約 A 2. 1 基準 1 (a) 及び (c) に基づき、原本を 2 通作成し、船舶所有者及び船員がそれぞれ保有することとした。

また、海上労働条約 A 2. 1 基準 1 (d) に基づき、寄港国検査に利用できるよう船内に雇入契約書の写しを備置するとともに、国際航海に従事する船舶については雇入契約書に英訳を付すこととした。

雇入契約書の保管等にあたっては、以下の点に留意すること（別添 4 参照）。

- ① 雇入契約書が労働協約や就業規則の規定を引用する場合は、引用された規定についても英訳を付す必要があること。

② 船員は交付された雇入契約書を船上に持ち込む必要はないが、船舶所有者は、船内に当該契約書の写しを備置するため写しを作成し、契約した船員が乗り組む船舶の船長に対し送付すること。

③ 雇入契約書及びその写しは個人の給与等の個人情報に記載されているため、船舶所有者は労務管理事務所において、雇入契約書を適切に管理するとともに、当該契約書の当事者たる船員の要望又は寄港国検査及び海上労働検査並びに船員労務監査のために提示する目的以外に使用しないよう船内で船長の下で適切に管理するよう船長に指導徹底すること。

3 雇入契約の成立時等の届出

新法第32条及び第36条により、労働条件通知書による労働条件の事前通知及び雇入契約書の交付が行われることから、雇入契約に定められた労働条件の海員名簿への記載及び海員に対する提示の義務づけを廃止したことに伴い、雇入契約の成立時等の届出の取扱いについては、今後は以下のとおりとする（別添5参照）。

① 雇入契約成立時等の届出において、雇入契約内容を海員名簿への記載により提示する方法については従来どおり認めることとする。

この際、従来どおり海員名簿第四表の「その他の労働条件」欄に労働時間、休日、基準労働時間、有給休暇の日数等の基本的な労働条件を記載させることとするが、改正省令により明示することが追加された労働条件（送還及び災害補償）に関する事項についても、記載する必要があることに留意すること。

また、海員名簿第四表に「就業規則による」と記載している場合にあつては、送還及び災害補償の規定が就業規則に適切に記載されているか確認し、必要に応じて海員名簿等の記載の修正又は就業規則の変更について指導すること。

② 雇入契約書がすべての船員に交付されることとなったことから、雇入契約成立時等の届出において、雇入届出書及び海員名簿第四表の雇入期間、給与、手当等の欄について「雇入契約書による」と記載し、雇入契約書の写しを提示する方法を新たに認めることとする。

③ 上記のほか、雇入契約の成立時等の届出に係る事務の詳細については、別途通知する船員法事務取扱要領及び船員法事務処理基準によること。

第3 募集受託者又は船員職業紹介事業者を利用した船員の雇入れの制限（新法第32条の2）

船員職業安定法（昭和23年法律第130号）において、日本国内における船員の募集受託者及び職業紹介事業者の監督制度を設けているところであるが、船舶所有者の雇入れに関して規制を行っていないことから、海上労働条約第1.4規則に基づき、新法第32条の2において、募集受託者及び職業紹介事業者を利用した船員の雇入れを行う船舶所有者の義務として、以下に掲げる事項の禁止について規定した。

- ① 船舶所有者による、船員職業安定法第44条第1項に基づく許可のない船員の募集受託者を通じた船員の雇入れ
- ② 船舶所有者による、船員職業安定法第34条第1項の許可又は第40条第1項の届出のない無料の船員職業紹介事業者を通じた船員の雇入れ
- ③ 船員職業安定法において担保されていない船舶所有者による、適確に船員の募集又は職業紹介事業を実施できるものとして認められる基準に適合しない者を通じた国外での船員の雇入れ

国外において「適確に船員の募集又は職業紹介事業を実施できるものとして認められる」ものとしては、海上労働条約の締約国政府その他の機関が証明した船員の募集・職業紹介機関は該当することとなるが、海上労働条約の非締約国については、船舶所有者が個別に基準に適合しているか確認する必要がある。

船舶所有者が確認を行う基準への適合性及びその手続きについては、別途通達で定める。

第4 送還（新法第47条第2項～第4項）

船員の送還については、現行法第47条第1項において、一定の場合に限り、船舶所有者に対し費用を負担する義務を課してきたところであるが、海上労働条約A2.5基準に基づき、船員に責がある場合であっても、船舶所有者が雇入契約を解除した場合において、船員が自己の負担で帰還できないときは、船舶所有者の費用で送還することとした。（ただし、船舶所有者は、送還に伴い負担した費用は船員に請求できる。）

船員の輸送方法については、船員の希望する交通手段の利用を原則とするが、過剰なコスト的負担が生じる等船員の権利の乱用と認めるべき正当な理由がある場合については、船員の希望を拒否しても差し支えないものであることに留意すること。

第5 船員の勤務に関する事項（新法第50条第3項）

船員の職務、雇入期間、その他の勤務に関する事項については、船員手帳の記載項目としてきたところであるが、海上労働条約A2.1基準に基づき、船長がこれらの事項について船員手帳に記載することを明記した。

第6 給与その他の報酬の支払方法（新法第53条第3項、新規則第40条の2）

所得税法第231条第1項において、支払明細書の交付が義務付けられているが、交付対象が日本国内の居住者に対してのみであること、家族渡額の記載が義務

付けられていないこと等から、海上労働条約A 2. 2. 基準に基づき、新法第53条第3項において、船員に対する支払明細書の交付を義務付けるとともに、新規則第40条の2において支払明細書の記載事項を規定した。

支払明細書の記載方法、交付時期については、以下の点に留意すること。

① あらかじめ合意された通貨以外の通貨によって支払う場合（例えば、毎月日本円で支払っている給料を米国ドルで支払う場合など）は、適正な為替レート及び手数料によるものとし、当該為替レート及び手数料を支払明細書に併せて記載すること。

② 支払明細書の様式については特に定めていないため、既に所得税法に基づき交付されている支払明細書が新規則第40条の2各号の事項を記載しているものであれば、新法第53条第3項に基づく支払明細書として見なして差し支えない。なお、同条第1号の給料その他の報酬の額の内訳については、報酬の種類ごとの額を記載することとし、報酬の種類については、雇入契約書又は就業規則に記載する手当の種類によること。

③ 支払明細書の交付の時期については、毎月交付することを原則とするが、船舶の運航状況等に鑑み、本人に毎月交付することが困難な場合には、まとめて交付しても差し支えない。ただし、この場合においても、各月毎の支払い状況を分けて記載する必要があること。

第7 労働時間及び休息时间

1 船長等への労働時間規制の適用（新法第60条～66条、第68条、第72条）

現行法第72条及び現行規則第48条の2において、各部の最上位にある職員で航海当直をしない者及び事務長については船内又は各部の海員の労務管理を行う管理職的な立場にあること、また、医師等については傷病者の処置等その職務を遂行する上で他の海員と同等の労働時間規制の下におくことに馴染まないことから、それぞれ労働時間規制の適用を包括的に除外してきたところであるが、海上労働条約第2条第1項において、船員は船内で就労するすべての者を含むと規定されたことから、船長、各部の最上位にある職員で航海当直をしない者及び事務長並びに医師及び看護師（以下「船長等」という。）について、新法において他の海員と同じく労働時間規制の対象に含めることとし、労働時間規制の適用対象を「海員」から船長等を含めた「船員」とした。

この結果、船長等には1日あたり8時間の労働時間、1週間あたりの1日の休日のほか、時間外労働、補償休日労働、これらを行った場合の割増手当の支給等の規定が適用されることとなる。

船長等については、実態上、労働時間をカウントせず、時間外手当の代わりに船長手当等の名称で一定額を支給している場合や当該一定額に管理職手当をも含んで支給している場合がある。これらは船員法に基づく時間外手当ではな

く、任意で支払われていたものであるが、施行日以後は、当該一定額については、管理職手当相当分を除き、時間外手当とみなして差し支えない。

この場合において、当該一定額をもとに算出される時間外労働の時間数が実際に行われる時間外労働の時間数を上回っている場合は新法の規定を満足することになるが、時間外労働の時間数を下回る場合については、その差に相当する時間外手当を支払う必要があることに留意すること。

特に、時間外手当と管理職手当をまとめて船長手当等として支払っている場合については、船舶所有者に対し、就業規則等において具体的な時間外手当の額又は時間数を明らかにするよう指導されたい。

2 労働時間の限度（第65条の2）

船長については船員法に基づく職務上の義務や船舶所有者の代理権者としての義務等を行うため総労働時間規制を適用することが適当でないと考えられるため、海上労働条約A2.3基準13に基づき、時間外労働に関する労使協定（以下「時間外協定」という。）を国土交通大臣に届け出た場合にあっては、第65条の2第2項に規定する労働時間の限度を超えて労働に従事できることとした。

このため、船長及び海員に対する時間外労働及び労働時間の限度の適用については、別添6のとおりとなり、船長については時間外協定を締結した場合にあっては、1日14時間、週72時間を超えて労働できることとなる。

なお、各部の最上位にある職員で航海当直をしない者及び事務長並びに医師及び看護師については、船長と異なり、他の海員と同様に労働時間の限度の適用を受けることとなるので留意されたい。

3 休息時間規制の例外（新法第65条の3、新規則第42条の13～14）

休息時間の過剰な分割が船員の労働条件の低下のみならず、疲労の蓄積による安全運航の妨げとなるおそれがあることから、現行法において、船員の休息時間を1日について3回以上に分割することを禁止するとともに、分割された休息時間の長い方を6時間以上とするよう義務付けてきたところであるが、海上労働条約A2.3基準13に基づき、労使協定の締結を条件として休息時間の分割規制の例外を認めることとした。

船長についてはその職務上海員と同等の規制を課することが困難であることから、労使協定の締結をもって休息時間の例外を認めることとするが、海員については一定の条件に該当する場合に限り例外を認めることとした。

- ① 休息時間の例外の対象となる休息時間は1日に与えられる休息時間のうち10時間についてである。このため、10時間の休息時間を3回以上に分割するとき又は2回に分割して与える場合に長い方の休息時間を6時間未満とするときに労使協定が必要になる。

10時間を超える休息時間について3回以上に分割する場合や下記4に掲

げる場合は労使協定は不要である（別添 7 参照）。

② 労使協定による休息時間の例外の対象となる船舶及び海員については以下のとおりとする。休息時間の例外のうち、2 分割時の休息時間の長さについては、対象となる船舶・海員にかかわらず、長い方の休息時間は最短で 5 時間となるが、分割回数については、対象となる船舶の航行実態及び海員の就労実態に鑑み以下のとおりとする。

③ 新法第 6 5 条の 3 第 3 項第 1 号の「狭水道通過時等特別の安全上の必要がある場合において作業に従事する場合」とは、通常の勤務態勢では休息時間規制を遵守できるが、狭水道通過や出入港等臨時に航海の安全確保を図るため当直者を増員させる場合をいう。

これらの労働についてはあらかじめ予定し得るものであり、航海全体の中でごく一時的に生ずるものに限定されていること、また、当該規定は労働時間規制が適用になるすべての船舶の当直者が該当することになることから、航海当直基準との整合をとり、海員がこれらの作業に従事する場合は、休息時間の分割は 3 回まで認めることとし、それぞれ 6 時間以上、1 時間以上、1 時間以上の時間数の休息として与えなければならないこととする。

② 同項第 2 号の「定期的に短距離の航路に就航するため出入港が頻繁である船舶その他のその航海の態様が特殊であるため船員が前二項の規定によることが著しく不適当な職務に従事することとなると認められる船舶で国土交通大臣の指定するもの」とは、以下に掲げるものをいう。

イ. 新規則第 4 8 条の 2 第 1 項第 1 号又は附則第 2 条に基づき労働時間の特例を受けた船舶

ロ. 沿海区域又は平水区域を航行するタグボート又はこれに類する航行形態をとる船舶

ハ. 航海当直に合わせての食事の提供・片付けを行う司厨部・事務部の海員が乗り組む船舶

これらの船舶に乗り組む海員（上記ハにあつては、司厨部・事務部の海員に限る。）については、業務の遂行上頻繁に待機時間が生じることとなるが、休息時間を 3 回以上に分割することを禁止した場合、待機時間に船員に休息を付与することができなくなり、かえって休息時間が減少することになるため、休息時間規制の例外を認めることとした。

これらの者に係る休息時間の分割回数の限度、分割した場合の時間数については、一概に定めることが困難であることから、労使協定の届出時において適切に休息が与えられているか個別に審査することとする。

4 安全臨時労働及び緊急作業等の後に付与する休息（新法第 6 4 条第 3 項、第 6 8 条第 2 項）

現行法第64条第1項において、船舶の航海の安全を確保するため臨時の必要がある場合に時間外や休日、休息時間に作業に従事すること（安全臨時労働）を認めているところであるが、その代わりとなる休息時間の付与義務を課していないため、海上労働条約A2.3基準8に基づき、当該作業に従事した船員に対し、作業終了後に休息を確保することとした。

また、同様に、第68条第1項において、人命、船舶等の安全を図るため緊急を要する作業に従事すること（緊急作業）を認めているところであるが、海上労働条約A2.3基準14に基づき、当該作業に従事した船員に対し、作業終了後に休息を確保することとした。

これらの休息の付与のタイミングや長さ等については一概に規定することが困難であることから、船長の裁量により船舶の航海の安全の確保に支障を及ぼさない限りにおいて、船長自ら取得し、又は海員に付与することとする。

5 労使協定の届出（新法第64条の2第1項、第65条、第65条の3第3項）

上記1により、船長等に労働時間規制が適用になったことから、船長等については、今後は、安全臨時労働、特別労働、緊急作業等による時間外労働又は補償休日労働を行う場合を除き、時間外労働又は補償休日労働を行うためには、海員と同様に、時間外協定又は補償休日の労働に関する労使協定（以下「休日労働協定」という。）を締結し、届け出る必要がある。

また、上記3により、休息時間の例外の適用を受けようとする場合には、新たに対象となる船員について休息時間の分割に関する労使協定（以下「休息分割協定」という。）を締結し、届け出る必要がある。

- ① 船長については、上記2及び3のとおり時間外協定又は休息分割協定の締結に当たって海員と異なる取り決めをすることができるが、労使協定は原則として船舶又は会社単位で作成するため、船長のみを対象とした労使協定は存在しない実態にある。

また、船長は、従来より管理職として扱われ、労働者に含まれていない場合や労働組合の組合員ではない場合があるが、労使協定は船員の過半数又は過半数で構成する労働組合がある場合は当該労働組合による同意が必要であることから、船長が当該労働組合に加入しているか否かにかかわらず、当該労働組合が船員の過半数を占めている場合は当該労働組合の同意が必要となる。

これらにより、時間外協定、休日労働協定又は休息分割協定を締結する場合は、船長等を含めて一つの協定として作成することとなること（海員について、既に時間外協定又は休日労働協定を届け出ている場合にあっては、船長のみの協定を作成せず、届け出ている労使協定の変更（船長の追加）として届け出ること）に留意すること。

- ② 時間外協定、休日労働協定及び休息分割協定（回数増加又は最長時間短縮）

は、別添8から10の記載例に倣い、新規則第42条の9の2第2項、第42条の10第2項、第42条の13第2項に定める事項全てについて、できる限り具体的に記載させること。

③ 時間外協定や休日労働協定の変更、休息分割協定の作成により、船員の手当、労働時間について変更が見込まれるので、これら協定の届出の受理に当たっては、就業規則の変更について確認すること。

④ 時間外協定及び休日労働協定の届出に関する事務については、平成元年3月14日付け海基第112号第2、4(3)及び平成17年3月11日付け国海働第237号の1第2、2(2)により実施してきたところであるが、今後は休息分割協定の届出に関する事務と合わせて統一的な事務処理を図ることとする。詳細については、別途通知する事務取扱要領において定める。

6 通常配置表（新法第66条の2）

今般の改正で船長等も他の海員と同じく労働時間規制の対象となったことから、海上労働条約A2.3基準10及び11に基づき、船長は、船員全員の通常配置表を定めることとした。

また、国際航海に従事する船舶については、海上労働条約A2.1基準1(d)に基づき、寄港国検査に利用できるように英語で記載することとなった。

これらに伴い、通常配置表の記載例を別添11のとおり作成したので、これに倣って作成し、船長等の通常配置についても記載すること。

7 船内記録簿（新法第67条）

今般の改正で船長等も他の海員と同じく労働時間規制の対象となったことから、海上労働条約A2.3基準12に基づき、船員全員の労働時間及び休息时间について船内記録簿による管理を義務づけるとともに、船員の請求に応じてその写しを交付することを義務付けることとした。

また、国際航海に従事する船舶については、海上労働条約A2.1基準1(d)に基づき、寄港国検査に利用できるように英語で記載することとなった。

これらに伴い、船内記録簿の様式及び作成要領を別添12のとおり定めたので、これに倣って作成し、船長等の労働時間についても記載すること。

第8 食料の支給

1 食料を支給すべき場合（新法第80条第2項、新規則第50条）

今般の改正で、現行規則第50条に規定する船舶所有者の費用による食料の支給の義務を新法第80条第2項に規定したことに伴い、新規則において当該規定を削除したものであり、従来の船舶所有者の義務には何ら変更がないことに留意すること。

2 食料表（新法第80条第3項、新規則第51条、食料表）

海上労働条約A3.2基準2(a)に基づき、食料表（平成9年運輸省告示第61号）の備考に、食品の種類及び調理方法について、船員の文化的及び宗教的な背景を考慮する旨追加した。

3 船内で調理を行う者（新法第80条第4項、食料支給省令第1条）

海上労働条約A3.2基準3に基づき、平水区域を航行区域とする船舶等を除く一定の船舶について、航海中に船員に支給される食料の調理を船内において行う全ての者は、18歳以上（漁船の場合は、15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了）であり、かつ、船内における調理に関する業務についての基礎的な知識を有していなければならないこととした。また、船舶所有者は、これらの要件に該当する者を乗り組ませなければならないこととした（別添13参照）。

これに伴い、改正省令において船舶料理士に関する省令（昭和50年運輸省令第7号）の題名を、船内における食料の支給を行う者に関する省令（以下「食料支給省令」という。）に改め、第1条で船内における食料の支給を行う者の乗組みについて定めることとした。

なお、船舶料理士については、配乗船舶の範囲、資格要件等に変更はなく、後述の教育の実施や調理教育修了等証明書の受有の必要はない。

- ① 船内における食料の支給を行う者とは、雇入職名の如何を問わず、船内の調理室等において、船舶所有者の負担により、恒常的に船員に支給される食料の調理を行う者をいう。自らの食事のみを作る場合、他の船員の食事を作る場合のいずれであっても、また、持ち回りでご飯と味噌汁のみを作る場合であっても、船舶所有者の負担により、これを恒常的に行うのであれば該当することになる。

一方、例えば調理を行う者が急病等により下船した場合等の緊急時に調理を行う場合は、恒常的ではなく一時的であると判断されるために含まないものとする。また、夜食を作る場合や釣り上げた魚を捌く場合等、船員が個人的に調理を行う場合は含まないものとする。

なお、司厨員として雇入れされている者であっても調理を行わない者（ボーイ等）や調理に附帯する業務（衛生管理・食糧貯蔵等）のみを行う者（事務長等）については、含まないものとする。

- ② 食料支給省令第1条の表中第1号及び第2号の下欄口に定める「船内における調理に関する業務についての基礎的な知識」とは、船体の揺れ、食料の補給が長期間困難であること等船内における調理の特殊性を踏まえた衛生管理、調理管理、栄養管理及び食料管理に係る基礎的な知識をいう。

- ③ 船内における調理に関する業務についての基礎的な知識を有する者とは、次のものをいう。

イ 食料支給省令第2条第1項第3号に規定する、船舶料理士試験に合格した者、独立行政法人海員学校司ちゅう・事務科を卒業した者、調理士、栄養士の資格を取得した者等

ロ 船内における調理に関する業務についての基礎的な知識について、別途通達で定める講習を修了した者

ハ 船内における調理に関する業務についての基礎的な知識について、別途通達で定めるテキストを使用し、社内又は船内等において教育を修了した者

④ 船舶所有者は、調理を行う者が上記③に定めるものであることを証明するために、当該船員（船舶料理士資格証明書の受有者を除く。）に調理教育修了等証明書を受有させ乗り組ませなければならない。

また、当該証明書の取得に関する手続きその他必要な事項については、別途通達で定める。

⑤ 調理教育修了等証明書を受有している船員が急病等により下船し当該船舶に当該証明書を受有する者が不在になる等の緊急時においては、船舶所有者は、次の寄港地で当該証明書を受有する者を乗り組ませる等の対応をとらなければならない。

第9 安全衛生関係

1 船内安全衛生委員会の設置（新法第81条第1項、新労安則第1条の3）

海上労働条約A4. 3基準2(d)に基づき、船員が常時5人以上である船舶の船舶所有者は、船内に船内安全衛生委員会を設けなければならないこととした。同委員会は、新労安則（改正省令による改正後の船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号）をいう。以下同じ。）の第1条の3第2号各号に掲げる委員から構成され、同条第1項各号に掲げる事項について調査審議し、船舶所有者に対して意見を述べることとする。具体的な運用については、次のとおりとする。

① 船内安全衛生委員会は、適切な頻度により定期的を開催することとする。
なお、定期的とは船舶の運航形態等に応じて判断すればよいが、一航海又は月に1回開催することを目安の一つとされたい。

② 船内安全衛生委員会において意見があった場合は、委員会は遅滞なく船舶所有者に通知すること。また、船舶所有者は、委員会の意見を尊重しなければならないこととしたが、ここでいう「意見を尊重」とは、現行労安則（改正省令による改正前の船員労働安全衛生規則をいう。以下同じ。）第6条に規定する安全担当者による改善意見の申出と同様に、少なくとも当該意見に対し誠意ある返答をすることをいう。

- ③ 船舶所有者は船内安全衛生委員会を開催したときは、議事の概要を記録し、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所に、その写しを船内に、それぞれ3年間保管しなければならない。

2 船員の意見を聴くための措置（新法第81条第1項、新労安則第12条）

船舶所有者は、新労安則第12条により、現行どおり船員の意見を聴くための適当な措置を講じなければならない。なお、「適当な措置」とは、従前のとおり、投書箱の設置、船員が常時5人未満である船舶における船内委員会の開催等が考えられる。

3 船内安全衛生に関する計画（新法第81条）

海上労働条約A4.3基準1(c)、2(c)及び8に基づき、次のとおり船内安全衛生に関する取組を実施しなければならないこととした（別添14参照）。

- (1) 船内における安全衛生活動の責任者は、船長又は船長が指定した者とし、当該者の下で全ての船員が一丸となって、船内の安全衛生の確保・向上を目指し取り組むこと。

- (2) 新法第81条第1項の「船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関する措置」については、次のいずれかの措置を、各船舶の実情に応じて適切に実施するものとする。また、作成した計画等はいつでも船員が確認できるように、船内に備え付けることとする。

- ① 国土交通省が毎年作成する船員災害防止実施計画を船内に備え付け、船員が当該計画を参考にしつつ、船員労働安全衛生月間への積極的な参加等により、労働安全及び衛生環境の確保・向上に努めること。
- ② 船員災害防止実施計画を参考にしつつ、各船の実情に応じた独自の船内災害防止計画を作成し、当該計画に基づき労働安全及び衛生環境の確保・向上に向けた活動を実施すること。
- ③ 船内労働安全衛生マネジメントシステムを活用して、労働安全及び衛生環境の確保・向上に向けた計画の作成、活動の実施、評価、改善の制度を構築すること。

- (3) 別途、ISMコード等によるマネジメントシステム等を実施している場合は、それによることができる。

4 医療に関する報告（新法第81条）

海上労働条約A4.1基準2に基づき船内及び陸上における適切な医療処置を継続するため、船舶所有者は、船内で船員に傷病者が発生した場合、当該傷病に関する情報（外傷・疾病等に関する情報、既往症に関する情報、当該傷病者に対

して行われた検査、投薬、注射等の内容に関する情報その他船内及び陸上における医療処置に必要な情報）を記録し、これをその後の医療処置において利用できるよう、船内に備え置かなければならないこととした。また、船舶所有者は、医療報告書をあらかじめ作成しておかなければならないこととした。医療報告書については、上記の情報が記載され船上及び陸上の医療処置に利用できるものであれば様式を問わないが、別添 15 にモデル様式を添付したので、適宜参照されたい。

なお、医療報告書には個人情報に記載されているため、船長、衛生管理者、衛生担当者等の関係者以外の者が閲覧・利用できないよう、船内で適切に管理されなければならないことに留意すること。

5 寄港地における医師等の利用（新法第 8 1 条第 1 項）

海上労働条約 A 4. 1 基準 1 (c) に基づき、船舶所有者は、可能な範囲で、寄港地において遅滞なく船員に医師又は歯科医師を訪問させる機会を与えなければならないこととした。

6 船内安全衛生に関する定期的な検査の実施（新法第 8 1 条第 1 項）

海上労働条約 A 3. 1 基準 1 8 及び A 3. 2 基準 7 に基づき、船舶所有者は、各船舶における船内安全衛生に関する下記の設備等について、定期的に検査を実施しなければならないこととする（別添 16 参照）。

（1）検査の対象・方法

① 船内の居住場所について、清潔であり、良好な環境が維持されていることの確認

現行労安則第 29 条の規定により、船舶所有者は、船内の居住場所及び作業場所の環境条件を衛生上良好な状態におくとともに、船員の健康の保持を図るよう努めなければならないとしている。今般、海上労働条約 A 3. 1 基準 1 8 に基づき、船内の居住場所が、清潔であり、良好な環境が維持されていることについて定期的に検査を実施しなければならないこととする。

② 厨房設備・器具について、適切に使用できる状態が維持されていることの確認

現行労安則第 36 条第 2 項において、船舶所有者は、厨房用器具、食器等調理用又は食事用の器具を清潔に保たなければならないとしている。今般、海上労働条約 A 3. 2 基準 7 に基づき、調理室、厨房用器具、食器等調理用又は食事用の器具が、清潔であり、良好な環境が維持されており、適切に使用できる状態にあることについて定期的に検査を実施しなければならないこととする。

③ 食料について、必要量が確保されていること、貯蔵状態は良好な状態が保

たれていること及び貯蔵設備は適切に使用できることの確認

現行労安則第37条第1項において、船舶所有者は、食料の貯蔵については、食料の種類に応じて適切な保存方法を講ずるとともに、貯蔵設備について清潔に保たなければならないとしている。今般、海上労働条約A3.2基準7に基づき、食料の貯蔵状態に加えて必要量が確保されていること及び貯蔵設備が清潔に保たれていることについて定期的に検査を実施しなければならないこととする。

- ④ 飲用水について、必要量が確保されていること、貯蔵状態は良好な状態が保たれていること及び貯蔵設備が適切に使用できることの確認

現行労安則第40条の2第3項において、船舶所有者は、少なくとも月に1回、飲用水のタンクに積み込まれた飲用水に含まれる遊離残留塩素の残有率についての検査を行わなければならないとしている。今般、海上労働条約A3.2基準7に基づき、飲用水について十分な量が確保されていること、貯蔵状態は衛生的で良好な環境が確保されていることを定期的に検査を実施しなければならないこととする。

(2) 検査の頻度

(1)の「定期的」とは、船舶の構造・設備、運航形態等に応じて適切な頻度は異なるが、月に1回検査を実施することを目安の一つにされたい。また、検査については、必ずしも専門的又は技術的な方法による高度で定量的な検査を実施する必要はなく、船内の日常活動の一環として実施することや目視による確認等により実施することで各検査の目的・効果が確保される場合には、これらの方法によることも可能であるものとする。

(3) 記録の保管

(1)により実施した検査について、船舶所有者は、その結果の記録を作成し、これを3年間船内に保管しなければならないこととした。

7 船員の居住設備・娯楽設備の基準

海上労働条約A3.1基準6(f)、10、16及び17に基づき、我が国について海上労働条約が発効する日以降に建造する遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶（総トン数200トン未満の船舶であって国際航海に従事しないもの及び漁船等を除く。）について、船内の設備等の設置について定めるものとする。詳細については、別途通達する。

第10 年少船員の就業制限（新法第85条）

海上労働条約A1.1基準に基づき、船員の最低年齢について漁船以外を16歳とする一方、海上労働条約の適用対象外である漁船については漁業労働の特殊性に鑑み、労働基準法第56条第1項と同様に15歳であって、義務教育を終了した

者とした。

これに伴い、現在、船員法事務取扱要領及び船員法事務処理基準において、船員手帳交付時に行っている年齢要件の確認を雇入契約の成立等の届出時においても行うこととする。詳細については、別途通知する船員法事務取扱要領及び船員法事務処理基準による。

第 1 1 その他

1 就業規則等の掲示等（新法第 1 1 3 条）

現行法に規定する船内及びその他の事業場内に掲示又は備え置く書類に加え、新法第 6 5 条の 3 において、新たに休息特例協定が新設されたことから休息特例協定を船内及び事業場内に備置し、掲示することとした。また、海上労働条約 A 5. 1. 1 基準 2 及び A 5. 1. 3 基準 1 2 に基づき、特定船舶について海上労働条約を記載した書類及び海上労働証書又は臨時海上労働証書の写しを船内及び事業場内に備置し、掲示することとした。

これに伴い、英文で記載された就業規則又は時間外協定等の労使協定については、英文で届出を受理した旨の証明を行うこととする。詳細については、別途通達で定める。

2 船内苦情処理手続（新法第 1 1 8 条の 4）

現行法第 1 1 2 条において、船員法及び関係法令に関する違反について船員労務官等に申告する権利を認めているところであるが、船内での自発的な苦情解決の促進のための手続の整備義務を船舶所有者に課す規定が存在しないことから、海上労働条約 A 5. 1. 5 基準に基づき、船員法、労働基準法及び船員法に基づく命令に規定する事項のほか、船員の居住設備や福利厚生に関する事項について、船舶所有者に船内苦情処理手続を定めるとともに、船員からの苦情処理について当該手続に則り処理することとした。また、これに合わせて、当該手続の内容について記載した書面の船員への交付及び苦情を申し出た船員に対する不利益処分の禁止についても規定した。

船内苦情処理手続については、別添 1 7 による作成例にならい、新規則第 7 8 条の 2 の 3 の事項について全て含むものとする。また、当該手続の中で、船員は苦情を船長に直接申し出ることができることとすること。なお、この手続は、就業規則に定めるほか、労働協約又は船舶安全法施行規則第 1 2 条の 2 に基づく安全管理手引書において定めても構わない。

第 1 2 海上労働遵守措置認定書（暫定版）の公表

上記第 1 から第 1 1 のとおり船員の労働条件等について定めることとしたので、海上労働条約 A 5. 1. 3. 1 0 に規定する海上労働遵守措置認定書第 I 部については、別添 1 8 のとおりとした。また、船舶所有者が作成する海上労働遵守措置認定書第 II 部の記載例を別添 1 9 のとおり添付したので参考とされたい。また、これ

らは当省ホームページに公表し、第Ⅱ部については船舶所有者が利用可能となるよう様式を掲載することとした。

第13 施行期日（改正法附則第1条、施行期日政令）

改正法）、整備政令、改正省令は、平成25年3月1日から施行する。

ただし、第1船舶所有者への適用（第5条第2項）、第3船員の雇入れの制限（第32条の2第3号及び第4号）、第9の7船員の居住設備及び第12の1就業規則の掲示等（第113条第2項及び第3項）については、我が国について海上労働条約の効力が生じる日から施行する。

第14 経過規定

1 雇入契約（改正法附則第2条第1項関係）

新法附則第2条により、改正法施行前に成立した雇入契約については、改正法施行日以降も有効であり、施行日時点において新法第36条による船員への雇入契約書の交付を行う必要はないが、法施行日以降に雇入契約の内容に変更が生じた場合は、船舶所有者は雇入契約書を船員に交付することとなるので留意されたい。

なお、国際航海に従事する国際総トン数500トン以上の船舶にあつては、新法の法定検査及び外国の港における寄港国検査に備えるため、施行日前に雇入契約が成立した船員に対しても速やかに雇入契約書を交付するよう指導されたい。

2 送還（改正法附則第2条第2項）

改正法施行日前に生じた事由による船員の送還については、新法第47条第2項から第4項までの規定は適用されない。従って、送還の事由が生じた日が改正法施行日前であれば、実際に船員の送還される日が改正法施行後であったとしても改正法施行日前の取扱いと同じにすることとした。

3 船内苦情処理手続（改正法附則第2条第3項及び第4項）

新法第118条の4により、雇入契約が成立したときには遅滞なく船員に船内苦情処理手続を記載した書類を交付することとされているところ、改正法施行日前に雇入契約が成立した船員に対しては、施行日以降遅滞なく当該書類を交付することとした。

なお、施行日前に船員から申出があつた新法第118条の4第1項に係る苦情については、同条第3項による処理は必要ないこととした。

4 労働時間規制に係る経過措置（改正法附則第3条）

改正法施行日において現に航海中である船舶に乗り組む船員については、労働時間、休日、休息时间及び割増手当、これらの事項に関する記録簿、通常配置表並びに年少船員の就業制限の規定に即座に対応することは困難であるため、当該航海が終了する日（専ら国外各港間の航海に従事する船舶にあつては、施行日か

ら起算して3月を経過する日又は施行日以降最初にいずれかの港に入港した日のいずれか遅い日)までは、新法の規定は適用しないこととした。

5 現行法第71条の許可、第72条の2の指定

施行日前に受けた現行法第71条第1項第3号の許可又は現行法第72条の2の指定については、改正法附則第10条により、施行日後において新法第71条第1項第2号の許可又は新法第72条の指定とみなされるため、新たに許可又は指定を受ける必要はない。

しかしながら、当該許可又は指定を受ける際に新法により新たに労働時間規制が適用されることとなる船長等を許可又は指定の対象に含めていない場合にあっては、新たに船長等を含めるよう許可又は指定を受ける必要があることに留意すること。

また、船長等を含めることにより、許可又は指定要件を満たさなくなるものについては、許可又は指定を取消し、又は解除するため、新たな許可又は指定が必要になることに留意すること。

なお、船長等が労働時間規制が適用になることに伴い、労働時間の特例船の審査事務について変更となるため、詳細については別途通知する指定事務取扱要領によること。

マルシップにおけるクルーリストの記載例

海員名簿(6)

届出年月日 Application date	2013 年 3 月 1 日 March 1, 2013	船舶番号及び船名 Vessel No. and name	第××××号 No. ××××	〇〇〇丸 〇〇〇MARU
船長名 Name of master	〇田 ×男 Batsuo Maruta	一日の最長航行時間 Max navigation hours per day	・8 時間以下 8 hours or less ・8 時間超～16 時間以下 a little over 8 hours–16 hours or less ・16 時間超 over 16 hours	
法第 72 条の指定の有無 Designated under Article 72 (yes/no)	無 No	警報装置の有無 Warning device (yes/no)	有 Yes	自動操舵装置の有無 Automatic steering system (yes/no)
船舶所有者、船舶管理人又は船舶借入人の住所及び氏名又は名称 Address and name or trade name of shipowner, ship's husband and lessee		船舶検査証書上の船舶所有者(＝船員法第 5 条第 2 項の船舶所有者)の住所及び氏名又は名称(船舶借入人である外国人雇用主) (例) The Shipowners' Company 23 rd Street, dokoka Bank, 26 th Floor, Panama, Republic of Panama		

乗組員名簿(クルーリスト)
List of Crew

船員手帳番号及び氏名 Mariner's pocket ledger No. and name	職務 Duties	受有している資格証明書 Certificate of qualification	番号 No.
神戸 第 1111 号 〇田 ×男 Kobe No. 1111 Batsuo Maruta	船長 Master	一級海技士(航海) first class ship officer (sailing)	2
神戸 第 2222 号 Kobe No. 2222 CCCC DDDD	一等航海士 Chief Officer 通信長 Chief Radio Operator	締約国資格受有者承認証(一等航海士) Certificate attesting the recognition of the competency of the holder of a certificate issued by a party to the STCW Convention (Chief Mate) 三級海技士(電子通信) Third grade maritime officer (radio electronic)	1
第 号			
上記乗組員の合計人数 Total of crew members above		20 人 20 crews	

船員を使用する者の住所及び氏名又は名称 Address and name or trade name of persons employing mariners		区分 Classification
1	船舶検査証書上の船舶所有者の住所及び氏名又は名称(船舶借入人である外国人雇用主) (例) The Shipowners' Company 23 rd Street, dokoka Bank, 26 th Floor, Panama, Republic of Panama	(船舶借入人) (Bareboat Charteres)
2	船舶所有者の住所及び氏名又は名称(日本人雇用主) (例) 日本船主協会 東京都千代田区平河町 2-6-4 The Japanese Shipowners' Association 6-4, Hirakawa-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo Japan	マルシップ Japanese seafarer employer

別添2

船員雇入契約書

株式会社 海上労働船舶 (甲) と船員 国土太郎 (乙) は、以下の条件に基づき雇入契約を締結する。

雇 入 期 間	期間の定めなし			
乗り組む船舶	名 称	国 土 丸	総トン数	55,952G/T
	用 途	油 送 船	就航航路又は 操業海域	日本～北米
従事する職務	一等航海士			
基準労働期間、 労働時間、休息时间、 休日、休暇	1. 基準労働期間 1 年（毎年 4 月 1 日～3 月 31 日）とする。			
	2. 労働時間 (1) 1 日 8 時間とする。 (2) 1 週間あたり 40 時間とする。 (3) 上記のほか、労使協定による所定時間外労働を行う場合がある。			
給料その他の報酬の 決定方法及び支払い	3. 休息时间 1 日 10 時間以上とする。			
	4. 休日 (1) 1 週間あたり 1 日 (2) 基準労働期間につき、1 週間当たり平均 2 日			
	5. 休暇 1 年継続勤務した場合、25 日の有給休暇を付与する。			
	1. 給料その他の報酬の決定方法 (1) 基本賃金の額 ○○○○○円／月 (2) 諸手当の額又は決定方法 ① 乗船手当：△△△△円／月 ② 家族手当：□□□□円／月 ③ タンカー手当：××××円／月 ④ 時間外割増手当：割増賃金率 130% ⑤ 補償休日労働手当：割増賃金率 140% ⑥ 上記のほか○○等の作業に従事した場合、作業手当を支払う。 2. 給料その他の報酬の支払い (1) 支払い方法：乙の指定する口座に全額振り込む。 (2) 賃金支払日：毎月 25 日 (3) 賃金支払時の控除：所得税及び社会保険料を控除する。			

災 害 補 償	1. 労災保険：加入 2. 船員保険：加入 3. 雇用保険：加入 4. 民間の災害保険：P & I 保険加入 5. その他の災害補償：なし
退職、解雇、 休職及び制裁	1. 退職 乙の都合で退職するときは、退職する 7 日以上前に甲に届け出る こと。 2. 解雇 甲は乙が著しく職務に不相当であると認められたときは解雇する ことができる。この場合、理由を付した書面により乙に通知する。 3. 休職 船員が疾病により職務に従事することができないときは、遅滞な くその旨を甲に届け出ること。 4. 制裁 乙が職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったときは、甲は書面 により通知のうえ、休職、減給、戒告等の処分を行う。 5. 契約解除 甲又は乙は 24 時間以上前に書面により申し入れた場合は、この契 約を解除することができる。上記にかかわらず、甲の都合により契 約を解除するときは、甲は乙に 1 か月前に通知することを原則とし、 当該通知を行うことができない場合は、乙に 1 か月分の給料を補償 するものとする。
送 還	1. この雇入契約が終了したとき若しくは甲又は乙が雇入契約を解除 したときは、甲は乙の下船地から居住地までの送還を行う。 2. 下船の理由が乙に責がある場合において、甲は送還を行ったとき は、乙の帰着後に送還に係る費用を請求するものとする。
予備員制度又は 交替乗船制の概要	予備員制度：有 予備員を分けて、陸上勤務員、待機員、研修員及び休暇員とする。

以上の契約を証するため本契約書 2 通を作成し、各自記名の上、それぞれ 1 通ずつ保有する。

契約締結日・場所	20XX 年 月 日
船舶所有者の名称等	住 所 氏名又は名称
船員の氏名等	住 所 氏名又は名称 生 年 月 日

【船員雇入契約書作成要領】

別添モデル様式の左の欄に関する事項について、以下を参考にして記載してください。

就業規則を地方運輸局等の事務所に届け出ている船舶所有者にあっては、就業規則の関連規定を引用しても構いませんが、その場合は就業規則の当該部分の写しを同時に交付してください。

記載内容に変更が生じた場合は、雇入契約書の変更が必要になります。ただし、引用した就業規則が変更された場合については、雇入契約書の変更は不要です。

1. 「雇入期間」欄については、期間の定めがある場合はその期間、航海をもって定められたときはその旨（「横浜ロンドン間 1 航海、横浜帰着後 2 日後まで」等）、具体的な期間が決まっている場合は「期間の定めなし」と記載してください。
2. 「乗り組む船舶」欄については、船舶の名称、総トン数、用途（漁船の場合は従事する漁業の種類）及び就航航路又は操業海域を記載してください。船舶所有者に属する複数の船舶における労働条件が同一であり、それらの船舶に乗船することについて船員が同意する場合は、当該船舶をまとめて記載しても構いません。
3. 「従事する職務」欄については、船員が従事する予定の職務を記載してください。
交代制勤務により雇入契約期間内に複数の職務を交代で行う場合は、「一等航海士、二等航海士（月 4 日）」のように記載しても構いません。
4. 「基準労働期間、労働時間、休息时间、休日及び休暇」欄については、基準労働期間、1 日及び 1 週あたりの労働時間、時間外労働の有無、1 日の最低休息时间、1 週あたりの休日数、休日労働の有無、有給休暇の日数、その他の休暇の日数を記載ください。年間で付与する休日・休暇の日数を定めている場合は、「1 年について 120 日」のように記載してください。
漁船については、基準労働期間等適用のないものについては、記載しなくて構いません。また、指定漁船であって、操業中と航行中で労働時間や休日等の労働条件が異なる場合は、「操業中〇〇時間、航海中××時間」のようにそれぞれ記入してください。
5. 「給料その他の報酬の決定方法及び支払に関する事項」欄については、基本給（月額）については必ず具体的な額を記載してください。諸手当については毎月定額で支払うものについてはその額を、時間数等に応じて支払うものについてはその算定方法を記載してください。なお、基本給と諸手当の総額をまとめて記載しても構いません。
また、報酬が歩合によって支払われる場合は、一月あたりの一定額及び持歩率、歩合給の計算方法等を記載してください。
支払い方法については、口座振込・手渡しの別、支払日、賃金支払時に控除するものを記載してください。
6. 「災害補償」欄については、労災保険、船員保険、雇用保険、そのほかの民間の災害保険の加入のほか、乗船中の災害について船舶所有者が行う補償等について記載してください。
7. 「退職、解雇、休職及び制裁」欄については、雇入契約中に船員の解雇、退職、休職、制裁をする場合とその手続き（期間の定めのない雇入契約等にあつては契約を解除する場合の手続き）について記載してください。
8. 「送還」欄については、送還を行う場合及びその費用負担について記載してください。
9. 予備員制度又は交代乗船制（乗下船の都度雇入契約の成立等の届出を行わないような形態：いわゆる回り休暇乗船制）をとる場合は、その内容を記載してください。

船員雇入契約書

<就業規則を引用する場合の記載例>

株式会社 海上労働船舶（甲）と船員 国土太郎（乙）は、以下の条件に基づき雇入契約を締結する。

雇入期間	期間の定めなし。
乗り組む船舶	就業規則の定員表に掲げる船舶のうち、甲が指名する船舶
従事する職務	二等航海士（ただし、船長下船時等に一等航海士の職務を行うことがある。）
基準労働期間、労働時間、休息时间、休日、休暇	就業規則第 53 条～第 85 条に定めるところによる。 また、乙は船員法に定める休息時間が付与される。
給与その他の報酬の決定方法及び支払い	基本給（月給）：435,000 円 歩合給制度なし。 その他の報酬、給与等の支払い方法等については、就業規則第 91 条～第 119 条に定めるところによる。
災害補償	乙は労働者災害補償保険法及び船員保険法に基づく給付によるほか、就業規則第 145 条～第 152 条による給付を受けることができる。
退職、解雇、休職及び制裁	退職、解雇については就業規則第 13 条～15 条、休職については同規則第 11 条、制裁については同規則第 49 条～第 51 条、退職手当については同規則第 166 条～第 168 条に定めるところによる。また、退職にあたり乙は雇用保険法に基づく失業給付を受けることができる。 甲又は乙は 24 時間以上前に書面により申し入れた場合は、この契約を解除することができる。上記にかかわらず、甲の都合により契約を解除するときは、甲は乙に 1 か月前に通知することを原則とし、当該通知を行うことができない場合は、乙に 1 か月分の給料を補償するものとする。
送還	就業規則第 120 条～第 131 条に定めるところによる。
予備員制度／交替乗船制の概要	予備員制度あり。詳細は、就業規則第 9 条に定めるところによる。

以上の契約を証するため本契約書 2 通を作成し、各自記名の上、それぞれ 1 通を保有する。

契約締結日・場所	2013 年 3 月 1 日（株）海上労働船舶 本社
船舶所有者の名称等	住所 東京都千代田区△△△ 氏名又は名称 株式会社海上労働船舶 取締役社長 海上 労太郎 海上労働船舶 株之印
船員の氏名等	住所 横浜市港南区××× 氏名 国 土 太 郎 生年月日 昭和 35 年 1 月 1 日 印 土

Seafarers' Employment Agreement [Model Form]

This agreement (hereinafter referred to as this 'Agreement') is made and entered into by and between _____ (hereinafter referred to as the 'Shipowner') and Seafarer: _____ (hereinafter referred to as the 'Seafarer') as follows:

Term of employment				
Particulars of the ship	Name		Gross tonnage	
	Type		Voyage area	
Duties concerned				
Matters concerning the standard labor period, hours of work, hours of rest, days of rest and leave	1. Standard labor period 2. Hours of work (1) () Hours of work per day (2) () Hours of work per week (3) Overtime provided for in Article 64-2 of the Mariners law 3. Hours of rest () Hours of rest per day 4. Days of rest (1) () Days of rest per week (2) Average days of rest per week in the standard labor period 5. Leave (1) Annual leave () Days of annual leave per X months (2) Other type of leave			
	1. Calculation for wages and other remunerations (1) Basic wage (¥) Wage per month (2) Amount fixed of allowance and its calculation Type of allowance, Amount fixed, Calculation (a) (¥/) (b) (¥/) (c) (¥/) (3) Rate of compensation for overtime or for the work performed on the day of rest (a) Rate of compensation for overtime (%) (b) Rate of compensation for the work performed on the weekly day of rest (%) (c) Rate of compensation for others (%) 2. Method of wage and other remunerations payment (1) Payment () (2) Pay day: () of every month (3) Deduction from the wages (Yes:), No.:			
Matters concerning the calculation for wages and other remunerations and payments				

Matters concerning the health and social security protections benefits to be provided to the Seafarer by the Shipowner	1. Coverage of the industrial accident compensation insurance: 2. Coverage of the seafarers insurance: 3. Coverage of the employment insurance: 4. Entry to the private casualty insurance: 5. Other accident compensation:
Matters concerning retirement, dismissal, layoff and disciplinary punishment	1. Retirement 2. Reason and procedure for the dismissal 3. Reason and procedure for the leave of absence from work 4. Reason and procedure for the disciplinary punishment 5. Cancellation of this Agreement
Matters concerning repatriation of the Seafarer	1. Repatriation of the Seafarer prescribed in Paragraph 1 of Article 47 of the Mariners Law 2. Repatriation of the Seafarer prescribed in Paragraph 2 of Article 47 of the Mariners Law
Others (When a reserved seafarers system is installed, a summary of the system /When an alternation boarding arrangement is adopted, a summary of the arrangement)	1. Summary of the reserved seafarers system 2. Summary of the alternation boarding arrangement

In witness whereof, the parties have caused this Agreement to be executed by their representatives in duplicate, each party retaining one (1) copy thereof respectively.

Date when this Agreement is entered into/Place where this Agreement is entered into	<u>Date: Day/Month//Year</u> <u>Place: _____</u>
Name and address of the Shipowner	<u>Signature: _____</u> <u>Name: _____</u> <u>Address: _____</u>
Name, date of birth and address of the Seafarer	<u>Signature: _____</u> <u>Full name: _____</u> <u>Date of birth: _____</u> <u>Address: _____</u>

Criteria for Matters to be included in Seafarers' Employment Agreements

With regard to the matters listed to the left column in the attached model form of "Seafarers' Employment Agreement", please fill out the matters in reference to the following.

In the case where you are a shipowner who notifies the office of the relevant District Transport Bureau of the working regulations, you may quote from the articles concerned of the working regulations to the agreement. And, in that case, you are required to provide the seafarer with a copy of the quoted articles of the working regulations together with the agreement.

Furthermore, in the case where there is a need to change the contents of the matters stated in the agreement, you should alter the agreement. However, in the case where the contents of the quoted articles from the working regulations are altered, you are not required to alter the agreement.

1. With regard to the column titled "Term of Employment", please specify the dates of start and end of the period in the case where the period is fixed.

In the case where the period is fixed by a voyage, please state such as "a voyage between Yokohama and London, and added two (2) days after the day of the return to Yokohama". In the case where the period is not fixed, please state as "Non-fixed".

2. With regard to the column titled "Particulars of the ship", please fill the name of the ship, Gross Tonnage, the type of the ship (In case of a fishing vessel, the type of fishery in which the fishing vessel is engaged.) and the route or the area where the ship is engaged into service. In the case where the working conditions are same in several ships owned by the shipowner and the seafarer accept to board these ships, you may list the names of these ships together.

3. With regard to the column titled "Duties concerned", please specify the duties which will be assigned to the seafarer on board the ship. In the case where the seafarer will be assigned to plural duties by a shift system during the period of employment, please state such as "Second mate (and Chief mate as additional duty for four (4) days per month)".

4. With regard to the column titled "Matters concerning the standard labour period, hours of work, hours of rest, days off, leave", please state the standard labour period, the number of hours of work per day and week, the presence of overtime work, the minimum number of hours of rest per day, the number of days of rest per week, the presence of work on holidays, the number of days of paid leave and the number of other leave. When the number of days of rest and leave are determined to give in the year, please state such as "120 days in a year".

Concerning fishing vessels, you are not required to fill out the items such as a standard labour period which is not applied to the vessel. In the case of a fishing vessel which is designated pursuant to the provisions of the Mariners Law and applied to the different working conditions in the period when the vessel is engaged in fishery from the period when the vessel is engaged in the voyage, please describe as "XX hours in engaging in fishery. YY hours in engaging in the voyage" respectively

5. With regard to the column titled "Calculation for wages and other remunerations, and payment", please to be sure that you will specify the amount for the basic pay (monthly wage). For the various allowances, please specify the amount for the each allowance in case the allowance is paid by in fixed amount every month. In the case where the amount for an allowance is paid on the base of the number of hours, please specify the amount for the allowance and the calculation method. Furthermore, you may specify the total amount for the basic pay and for the various allowances in together. In the case where wages are paid on a

percentage basis, please specify the amount for the fixed wage and the rate applied as well as the calculation method. Concerning the payment, please specify whether the wages are paid by bank transfer or in cash. And please specify the date of payment and the deduction from wages.

6. With regard to the column titled "Accident compensation", please list the Industrial accident insurance, the Mariners Insurance, the Employment Insurance and other private accident insurances. And please list the compensations which the shipowner shall pay for the seafarer for the accidents on board the ship.
7. With regard to the column titled "Retirement, dismissal, leave of absence and disciplinary punishment", please state the cases where retirement, dismissal, leave of absence and disciplinary punishment shall be applied to the seafarer in the period of employment and the procedures. In case the term of the agreement is "Non-fixed", please describe the procedures for the cancellation of the agreement.
8. With regard to the column titled "Repatriation of the seafarer", please state the cases where the seafarer shall be repatriated and the expenses to be borne by the shipowner.
9. With regard to the column titled "Others", please state the summary of a reserved seafarer system or an alternating boarding arrangement in the case where it is applied to the seafarer.

Seafarers' Employment Agreement
[Written Example]

This agreement (hereinafter referred to as this 'Agreement') is made and entered into by and between M.L. Marine Co., Ltd. (hereinafter referred to as the 'Shipowner') and Seafarer: Taro KOKUDO (hereinafter referred to as the 'Seafarer') as follows:

Term of employment	Non-fixed			
Particulars of the ship	Name	Kokudo-Maru	Gross tonnage	55,952G/T
	Type	Oil tanker	Voyage area	Japan-North America
Duties concerned	Chief Mate			
Matters concerning the standard labor period, hours of work, hours of rest, days of rest and leave	1. Standard labour period 1 year (April 1- March 31 of every year) 2. Hours of work (1) (8) Hours of work per day (2) (40) Hours of work per week (3) Overtime prescribed in Article 64-2 of the Mariners Law In addition to the abovementioned, there is a case the Seafarer works overtime as stipulated by the Memorandum of the Agreement on Overtime. 3. Hours of rest (10) Hours of rest per day 4. Days of rest (1) (1) Day of rest per week (2) Average days of rest per week in the standard labor period 2 days of rest per week on average in the standard labour period 5. Leave (1) Annual leave (25) Days of annual leave per year			
Matters concerning the calculation for wages and other remunerations and payments	1. Calculation for wages and other remunerations (1) Basic wage (¥ XXXXXX) Wage per month (2) Amount fixed of allowance and its calculation Type of allowance, Amount fixed, Calculation (a) (Boarding allowance: ¥ XXXX/Month) (b) (Family allowance: ¥ XXXX/Month) (c) (Oil tanker allowance: ¥ XXXX/Month) (3) Rate of compensation for overtime or for work performed on the weekly day of rest (a) Rate of compensation for overtime (130%) (b) Rate of compensation for work performed on the weekly day of rest (140%)			

	2. Method of wage and other remunerations payment (1) Payment (Payment in full to the bank account designated by the Seafarer (2) Pay day: 25th of every month (3) Deduction from the wages Deduction for the Income tax and the social Insurance
Matters concerning the health and social security protections, benefits to be provided to the seafarer by the shipowner	1. Coverage of the industrial accident compensation insurance: Yes; 2. Coverage of the seafarers insurance: Yes; 3. Coverage of the employment insurance: Yes; 4. Entry to the private casualty insurance: Yes; P&I Insurance 5. Other accident compensation: None
Matters concerning retirement, dismissal, layoff and disciplinary punishment	1. Retirement When the Seafarer retires voluntarily, the Seafarer shall notify the Shipowner at least 7 days before the retirement. 2. Reason and procedure for the dismissal The Shipowner may dismiss the Seafarer when the Seafarer is deemed to be significantly unsuitable for duties. 3. Reason and procedure for the leave of absence from work When the Seafarer is not able to carry out the duties, the Seafarer shall report the fact to the Shipowner without delay. 4. Reason and procedure for the disciplinary punishment When the Seafarer violates the obligation on the duties or neglects the Seafarer's duties, upon prior notice, the Shipowner shall execute disciplinary actions of a lay-off, pay-cuts or a reprimand against the Seafarer. 5. Cancellation of the Agreement When the Shipowner or the Seafarer proposes in writing to cancel this Agreement at least 24 hours before, this Agreement may be cancelled. Notwithstanding the foregoing, in the case where the Shipowner cancels this Agreement for reasons ascribed to the Shipowner, the Shipowner shall notify the Seafarer of the cancellation at least one month before in principle. In the case where the Shipowner is not able to notify the Seafarer of the cancellation of this Agreement one month before, the Shipowner shall compensate for an amount for the wage for one month to the Seafarer.
Matters concerning repatriation of the seafarer	1. When the term of this Agreement is expired or in the case where the Shipowner or the Seafarer cancels this Agreement, the Shipowner shall repatriate the Seafarer from the place where the Seafarer disembarks to the place of residence of the Seafarer. 2. When the Seafarer disembarks by reasons attributable to the Seafarer, the Shipowner shall claim the expenses for the repatriation of the Seafarer after the Seafarer has returned to the

	place of residence.
Others (When a reserved seafarers system is installed, a summary of the system /When an alternation boarding arrangement is adopted, a summary of the arrangement)	Presence of a reserved seafarers system: Yes Reserved seafarers are classified as the follows; - Personnel on shore duty - Stand-byers - Trainees - Personnel given a vacation

In witness whereof, the parties have caused this Agreement to be executed by their representatives in duplicate, each party retaining one (1) copy thereof respectively.

Date when this Agreement is entered into/ Place where this 'Agreement' is entered into	1 March, 2013 Head Office of M. L. Marine Co., Ltd.
Name and address of the Shipowner	<u>Signature:</u> <u>Name of the Shipowner: Eitaro KAIJO</u> President M.L. Marine Co., Ltd. <u>Address: 2-1-3 Kasumigaseki, Chiyoda-Ku, Tokyo</u>
Name, date of birth and address of the Seafarer	<u>Signature:</u> <u>The seafarer's full name : Taro KOKUDO</u> <u>Date of birth: January 1, 1960</u> <u>Address: X-X-X Minami-Ku, Yokohama, Kanagawa</u>

Seafarers' Employment Agreement

[Written Example for the Agreement quoted from the Articles concerned of the Working Regulations]

This agreement (hereinafter referred to as this 'Agreement') is made and entered into by and Between M.L. Marine Co., Ltd. (hereinafter referred to as the 'Shipowner') and Seafarer: Taro KOKUDO (hereinafter referred to as the 'Seafarer') as follows:

Term of employment	Non-fixed
Particulars of the ship	The ship designated by the shipowner from among the ships listed in the table of manning of the Working Regulations.
Duties concerned	Second Officer [Additional duties as Chief Officer may be assigned to the Seafarer when the Master would not be on board the ship]
Matters concerning the standard labor period, hours of work, hours of rest, days of rest and leave	Details are provided for in Article 53 - Article 85 of the Working Regulations And the Seafarer shall be provided with the hours of rest as provided for by the Mariners Law.
Matters concerning the calculation for wages and other remuneration and payments	Basic pay (Monthly pay): ¥435,000.- None of commission system Other remunerations and method of wage payment, etc., are stipulated in Article 91- Article 119 of the Working Regulations
Matters concerning the health and social security protections benefits to be provided to the seafarer by the ship owner	The Seafarer may receive the benefit provided for by the Industrial Accident Compensation Insurance Act and the Mariners Insurance Act. And the Seafarer may receive the benefit provided for in Article145 - Article152 of the Working Regulations.
Matters concerning retirement, dismissal, layoff and disciplinary punishment	Retirement and dismissal are provided for in Article 13 - Article 15 of the Working Regulations. Leave of absence from work is provided for in Article11 of the Working Regulations. Disciplinary punishment is provided for in Article 49 - Article 51 of the Working Regulations. Retirement allowance is provided for in Article 166 - Article 168 of the Working Regulations. And, when the Seafarer retires, the Seafarer may receive the unemployment benefit prescribed by the Employment Insurance Act. When the Shipowner or the Seafarer proposes in writing to cancel this Agreement at least 24 hours before, the agreement may be cancelled. Notwithstanding the foregoing, in the case where the Shipowner cancels this agreement for reasons ascribed to the Shipowner, the Shipowner shall notify the Seafarer of the cancellation at least one month before in principle. In the case where the Shipowner is not able to notify the Seafarer of the cancellation of this Agreement one month before, the Shipowner

	shall compensate for an amount for the wage for one month to the Seafarer.
Matters concerning repatriation of the Seafarer	The details are stipulated in Article 120 - Article 131 of the Working Regulations.
Others (When a reserved mariner system is installed, a summary of the system / When a alteration boarding arrangement is adopted, a summary of the arrangement)	A reserved seafarer system is installed. The details of the said system are provided for in Article 9 of the Working Regulations.

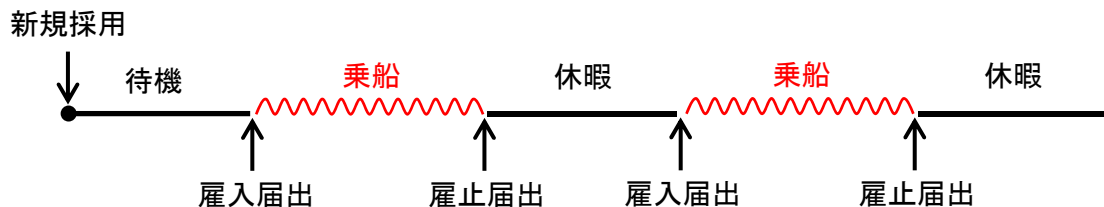
In witness whereof, the parties have caused this Agreement to be executed by their representatives in duplicate, each party retaining one (1) copy thereof respectively.

Date when this Agreement is entered into/ Place where this 'Agreement' is entered into	1 April, 2013 Head Office of M. L. Marine Co., Ltd.
Name and address of the Shipowner	<u>Signature:</u> <u>Name of the Shipowner:</u> <u>Eitaro KAIJO</u> President M.L. Marine Co., Ltd., <u>Address or birthplace:</u> <u>2-1-3 Kasumigaseki, Chiyoda-Ku, Tokyo</u>
Name, date of birth and address of the Seafarer	<u>Signature:</u> <u>The seafarer's full name:</u> <u>Taro KOKUDO</u> <u>Date of birth:</u> <u>January 1, 1960</u> <u>Address:</u> <u>X-X-X Minami-Ku, Yokohama, Kanagawa</u>

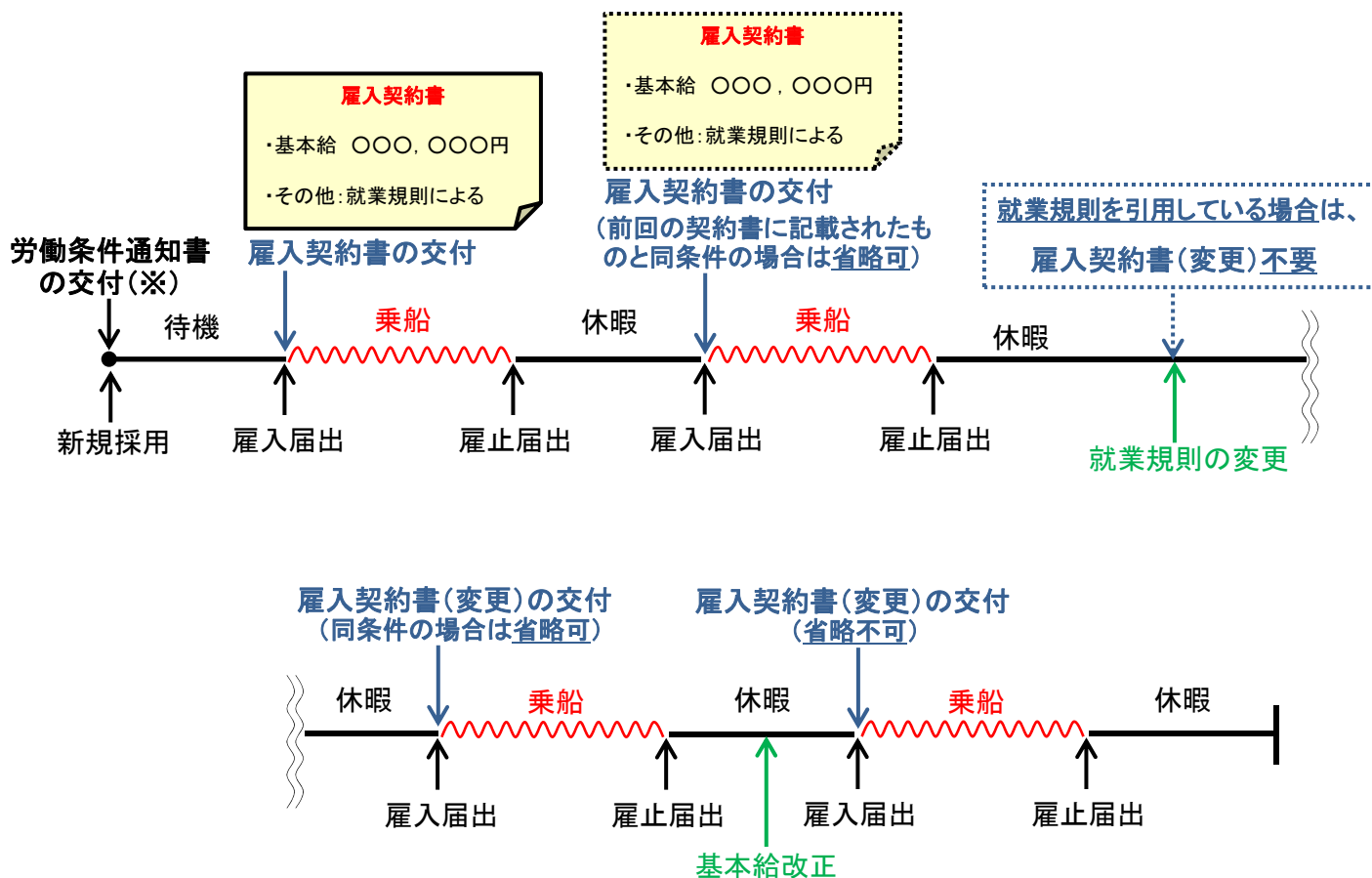
雇入契約成立時等における雇入契約書の交付について

別添3

改正前



改正後

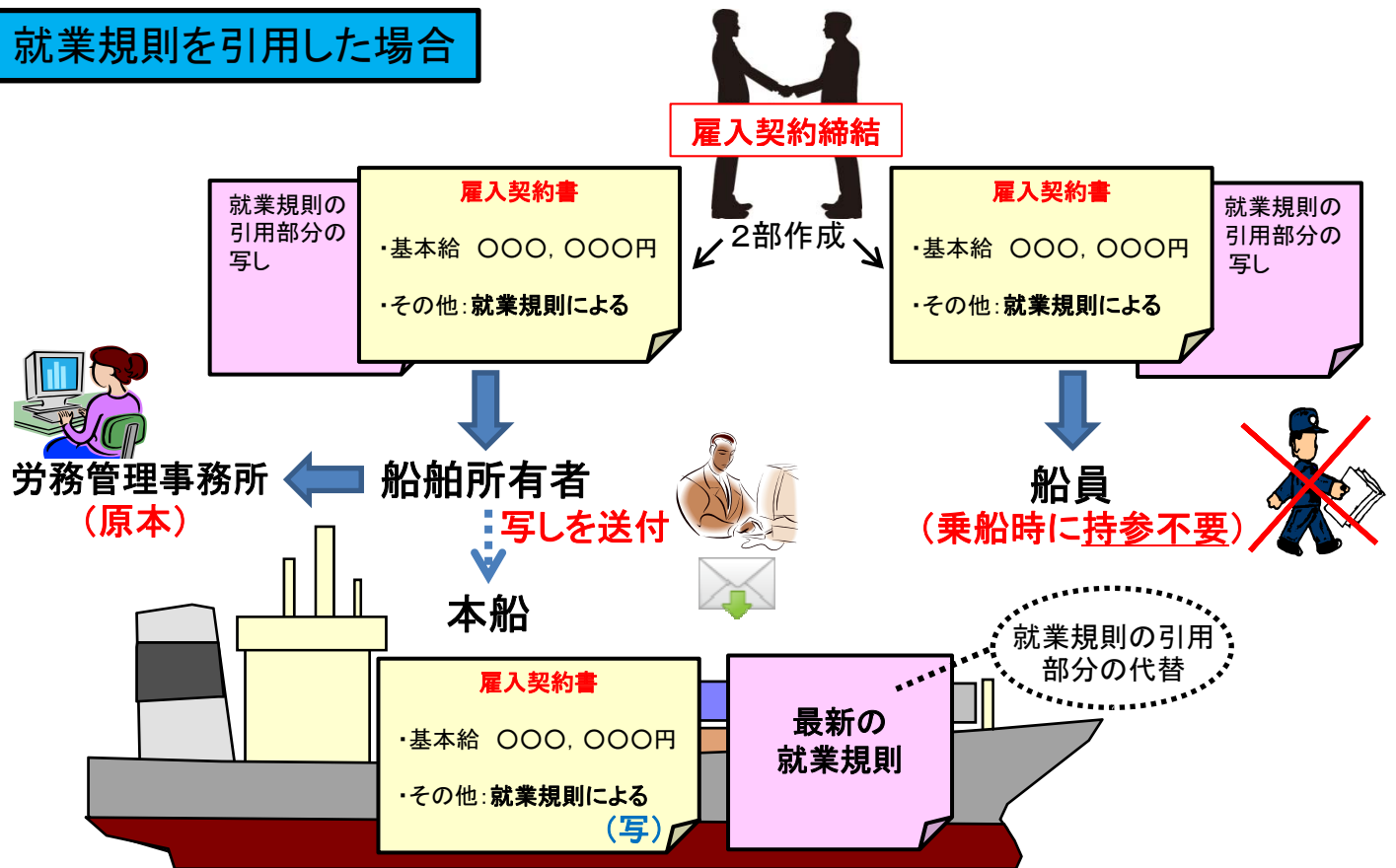


※ 新規採用後における待機期間が短期間であることが明確な場合においては、
労働条件通知書の交付を省略することができる。

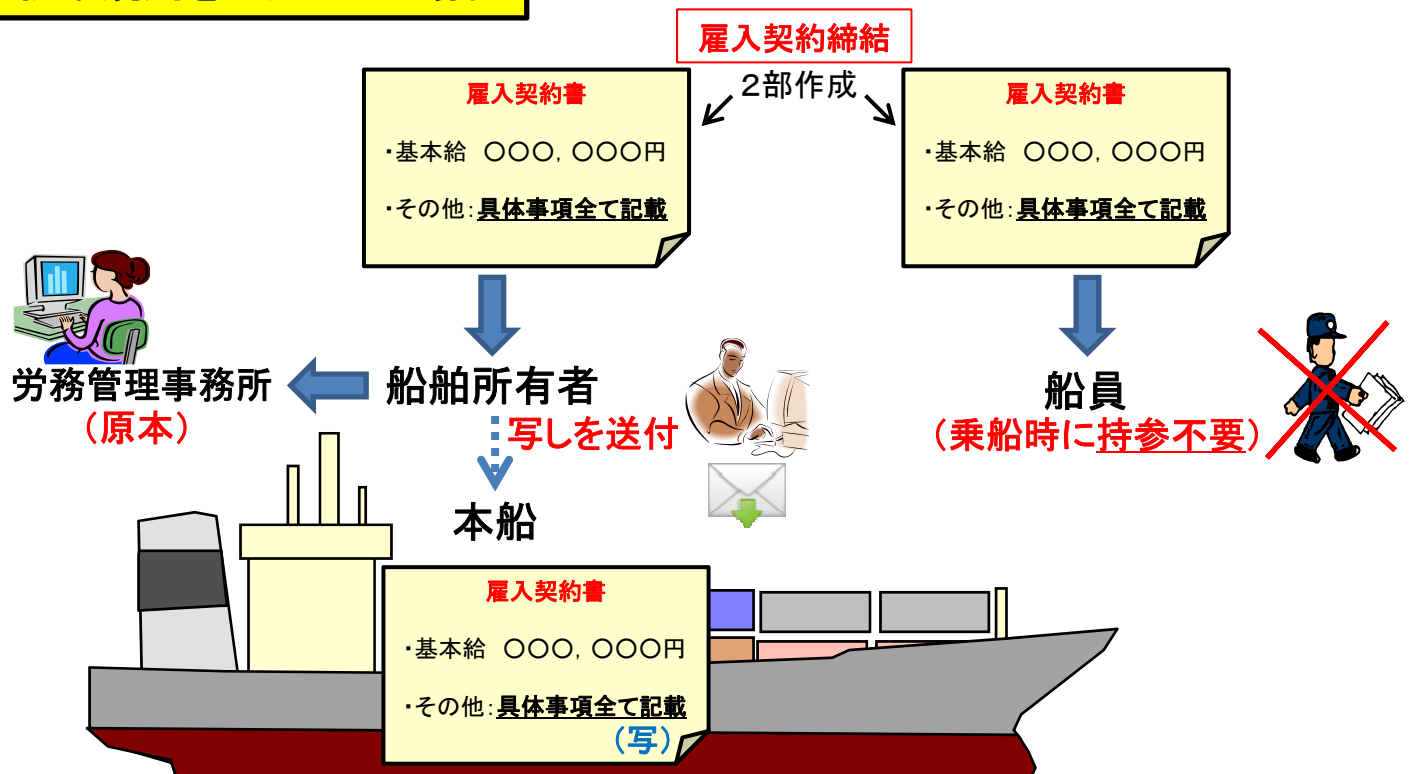
雇入契約書の保管について

別添4

就業規則を引用した場合



就業規則を引用しない場合



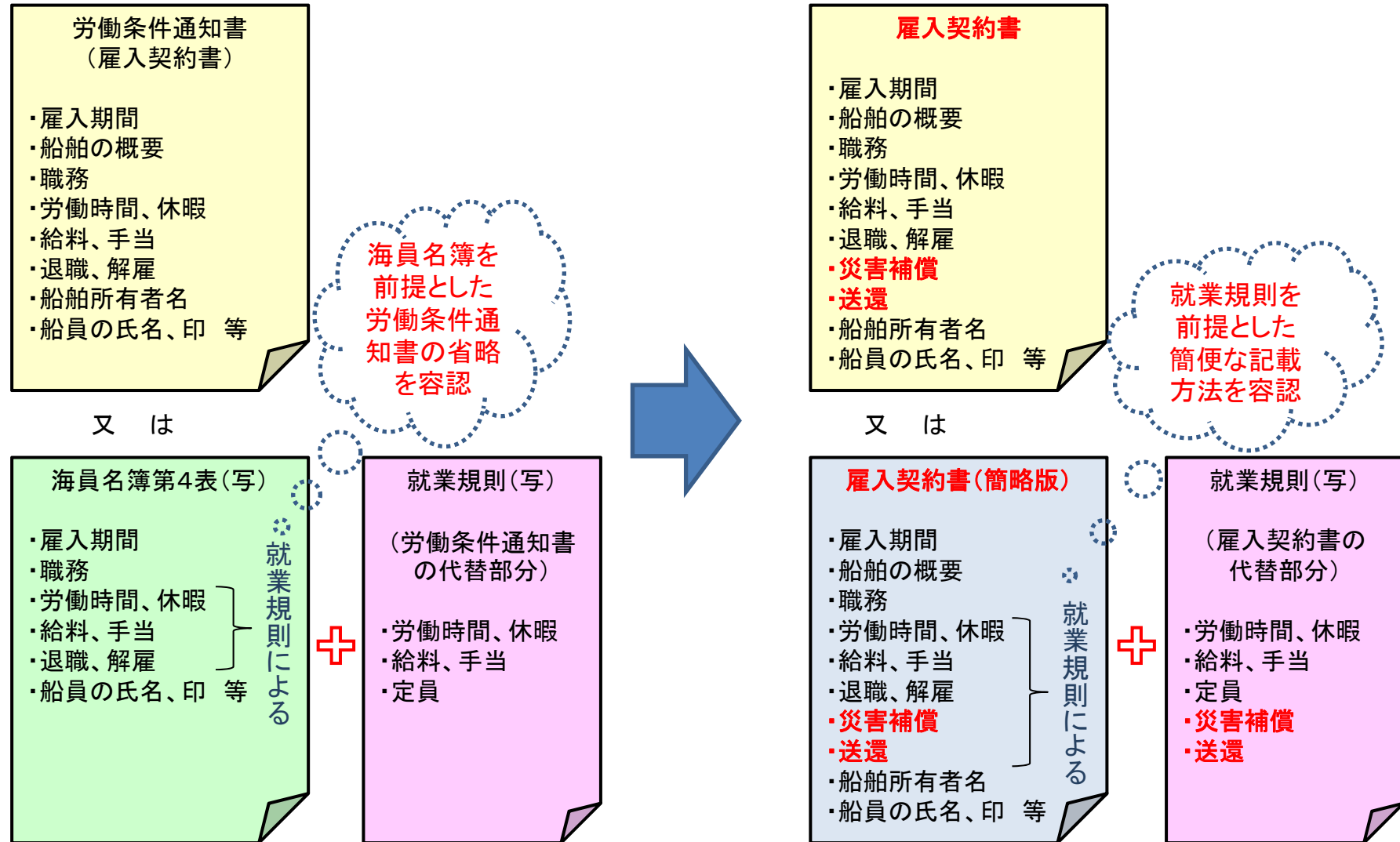
雇入契約締結時の契約内容の明示について

別添5

改正前

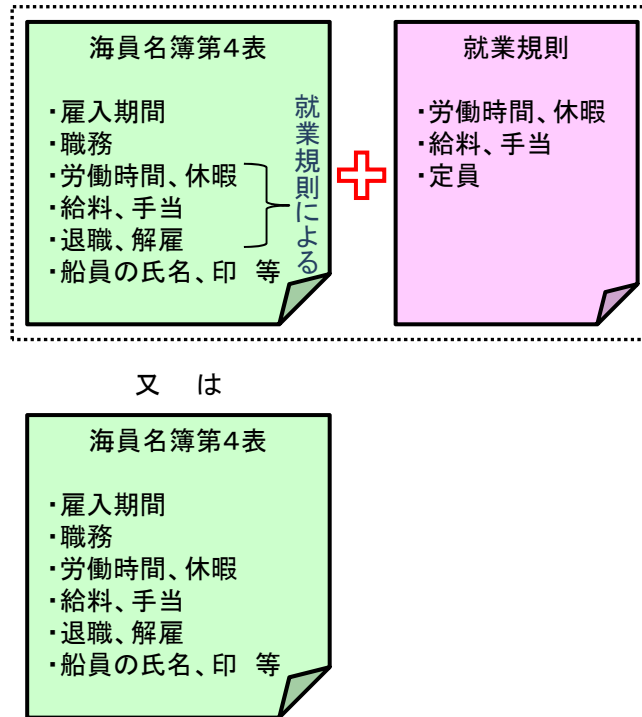
(H17年国海働第237号の1)

改正後

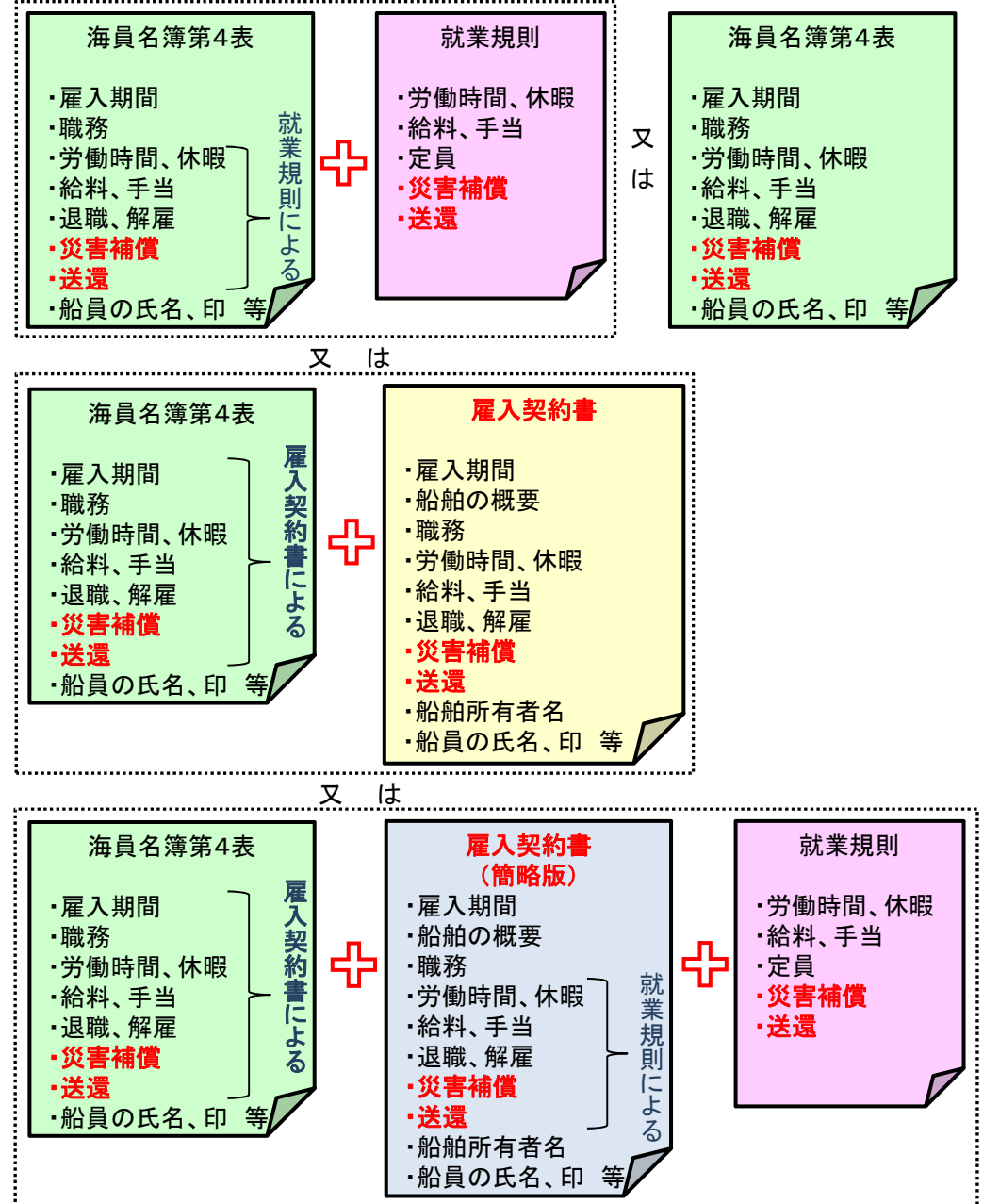


雇入届出時の提示書類について

改正前



改正後



船長の労働時間規制について

別添6

1日当たり 8時間【§ 60】
週当たり 40時間【§ 72】

1日当たり14時間【§ 60】
週当たり 72時間【§ 72】

【現 行】



船長等

労働時間規制の
適用がない
(法定労働時間や労働時間
の上限の定めがない)

船員法上の割増手当の支給義務もない

実態上、時間外手当と職務給を構成要素と
する「船長手当」等を支給

【改正後】



船長

法定労働時間
【§ 60 I・§ 72】

労使協定の締結(上限規制を超えることが可能)

「労使協定」による時間外労働【§ 64の2 I】

特別労働【§ 64 II】

(入出港、狭水路通過時の当直増員等)

安全臨時労働【§ 64 I】

(濃霧発生時の当直体制の増員等)

法定労働時間を超える
「割増手当」の
支給対象となる労働

労働時間規制の対象

労働時間に参入されない

労働時間に参入されず、
割増手当の対象にもならない

緊急作業【§ 68 I】(人命、船舶の救助等)

労使協定の締結(上限規制を超えることはできない)

「労使協定」による時間外労働【§ 64の2 I】

特別労働【§ 64 II】

安全臨時労働【§ 64 I】

労働時間規制の対象

労働時間に参入されない

労働時間に参入されず、
割増手当の対象にもならない

緊急作業【§ 68 I】

法定労働時間
【§ 60 I・§ 72】



海員

休息時間に係る労使協定の届出について

別添7

船員法が改正され、平成25年3月1日から、船長及び①出入港、狭水道通過時等の当直体制の増員をする場合に当該作業に従事する海員、②出入港が頻繁な定期短距離航路船の海員、③沿海区域又は平水区域を航行するタグボートの海員、④司厨部の海員については、労使協定を地方運輸局に届け出ることにより、1日の休息時間(10時間)について3回以上に分割又は長い方の休息時間を6時間未満とすることができるしくみがスタートします。

なお、船員法第64条のいわゆる安全臨時労働(*)を行う場合については、労使協定は不要です。

勤務形態と労使協定の必要性

0 24時間		休息 10時間	連続 6時間	2分割 以 内
労働時間 連続 10時間休息		○	○	○
労使協定の届出不要				
労働時間	連続 6時間休息	労働時間	連続 4時間休息	労働時間
○	○	○	労使協定の届出不要	
労働時間	連続 5時間休息	労働時間	連続 5時間休息	労働時間
○	×	○	時間数の短縮の労使協定の届出必要	
労働時間	連続 6時間休息	労働時間	連続 2時間休息	労働時間
○	○	×	分割回数の増加の労使協定の届出必要	
労働時間	連続 6時間休息	労働時間	連続 3時間休息	労働時間
○	○	×	分割回数の増加の労使協定の届出必要	
労働時間	連続 6時間休息	労働時間	連続 4時間休息	労働時間
○	○	○	労使協定の届出不要 (10時間の外の分割は可)	
労働時間	連続 2時間休息	労働時間	連続 2時間休息	労働時間
○	×	×	分割回数の増加の労使協定の届出必要 ※②～④の海員のみ可	
労働時間	連続 5時間休息	労働時間	連続 4時間休息	労働時間
×	×	○	法令違反 法令違反	

* 安全臨時労働とは、台風や濃霧発生による当直体制の増員による作業等をいいます。

別添 8

時間外労働に関する労使協定書作成要領

1. 労使協定は、船舶単位で作成するのが基本ですが、複数の船舶で同じ協定内容となる場合は、会社単位で一つにとりまとめることもできます。
2. 時間外労働に関する労使協定書を作成するにあたっては、この作成要領及び別紙記載例を参考に作成してください。
3. 別紙記載例の『時間外労働をさせる必要がある具体的事由』欄には、時間外労働を行わせることの必要性について、できるだけ詳細に記載してください。一時的な要因（「冬期の石油需要の増大による運航回数の増加」等）により時間外労働をさせる場合には、その旨記載してください。
4. 別紙記載例の『対象となる船員の職務及び員数』欄には、対象となる船員の具体的な職務及び員数並びに対象となる船舶の概要（船名、船種及びトン数）を記載してください。

労使協定書の船員数は船舶の乗組み定員を記載してください。（なお、届出書の「1 使用する船員数」欄及び「2 労働組合加入者数等」欄については、予備船員を含めた船員数を記載してください。）

対象船舶が多い場合は、別添としても構いません。

また、「別添の就業規則の定員表の定めるところによる」と記載し、就業規則の定員表の写しを添付しても構いません。
5. 別紙記載例の『作業の種類』欄には、航海当直作業、入出港作業、荷役作業、保守整備作業、事務作業等の作業をできるだけ具体的に記載してください。
6. 別紙記載例の『労働時間の制限を超えて作業に従事させることができる期間及び時間数の限度』欄には、時間外労働を行わせることが予想される期間及び時間数を具体的に記載してください。

一時的に時間外労働を行うことが予想される場合は、「運航回数の増加する冬期で、1 日 6 時間以内・・・」等当該期間を記載してください。

船長以外の海員については、時間外労働は 1 日 6 時間、4 週あたり 5 6 時間を超えてはいけません。また、時間外労働を含む総労働時間は 1 日 1 4 時間、1 週 7 2 時間を超えてはいけません。

船長については、他の海員と異なり、これらの限度を超えて時間外労働を行わせることができますが、船長について限度を定める場合には、「〇日を限度として、上記時間数を超えることができる。」「1 日〇時間とする。」のように記載してください。
7. 別紙記載例の『4 の期間及び時間数を遵守させるための措置』欄には、上記の限度を担保するためのできるだけ実効性のある措置を記入してください。
8. 別紙記載例の『協定書の有効期限』は、最長で 3 年以内としてください。

(記載例)

時間外労働に関する労使協定書

使用者: _____ と船員代表者: _____ は、
船員法第 6 4 条の 2 に規定する時間外労働に関し、次のとおり協定する。

1. 時間外労働をさせる必要がある具体的事由

- ・ 荒天による運航スケジュールの遅れ
- ・ 運航スケジュールの変更

2. 対象となる船員の職務及び員数

国土丸（一般貨物船、総トン数 699G/T）

- ・ 船長 1 名、
- ・ 機関長 1 名
- ・ 甲板部職員 3 名、甲板部部員 2 名
- ・ 機関部職員 1 名、機関部部員 1 名

3. 作業の種類

- ・ 航海当直作業、入出港作業、荷役作業、保守整備作業、事務作業等通常の運航作業
- ・ 船長にあつては、上記のほか船舶の運航管理及び船員の労務管理に関する業務

4. 労働時間の制限を超えて作業に従事させることができる期間及び時間数の限度

- ・ 期間は協定書の有効期間とする。
- ・ 時間数の限度は 1 日 6 時間以内、4 週間あたり 5 6 時間を限度とする。かつ、総労働時間が 1 日 1 4 時間、1 週間 7 2 時間の上限を超えないものとする。ただし、船長にあつては、この限りではない。

5. 4 の期間及び時間数を遵守させるための措置

- ・ 必要な乗組員を確保する。
- ・ 労働時間管理人を指名し、労働時間を適切に管理させる。
- ・ 船内記録簿をもとに労働時間を減らすよう作業分担を見直す。

6. 協定書の有効期限

- ・ 成立の日から 3 年とする。

協定の成立年月日 平成 年 月 日

使 用 者 : _____

船員代表者 : _____

補償休日の労働に関する労使協定書作成要領

1. 労使協定は、船舶単位で作成するのが基本ですが、複数の船舶で同じ協定内容となる場合は、会社単位で一つにとりまとめることもできます。
2. 補償休日の労働に関する労使協定書を作成するにあたっては、この作成要領及び別紙記載例を参考にしてください。
3. 別紙記載例の『補償休日の労働をさせる必要がある具体的事由』欄には、補償休日労働を行わせることの必要性について、できるだけ詳細に記載してください。一時的な要因（「冬期の石油需要の増大による運航回数の増加」等）により補償休日労働をさせる場合には、その旨記載してください。
4. 別紙記載例の『対象となる船員の職務及び員数』欄には、対象となる船員の具体的な職務及び員数並びに対象となる船舶の概要（船名、船種及びトン数）を記載してください。
 労使協定書の船員数は船舶の乗組み定員を記載してください。（なお、届出書の「1 使用する船員数」欄及び「2 労働組合加入者数等」欄については、予備船員を含めた船員数を記載してください。）
 対象船舶が多い場合は、別添としても構いません。
 また、「別添の就業規則の定員表の定めるところによる」と記載し、就業規則の定員表の写しを添付しても構いません。
5. 別紙記載例の『作業の種類』欄には、航海当直作業、入出港作業、荷役作業、保守整備作業、事務作業等の作業をできるだけ具体的に記載してください。
6. 別紙記載例の『労働をさせることができる補償休日の日数の限度』には、補償休日労働を行わせることが予想される日数を記載してください。
 なお、当該日数は、基準労働期間について、1 週間において1 日与えられる休日であって補償休日以外のものの日数及び補償休日の日数を合計した3分の1を超えてはいけません。
7. 別紙記載例の『4の期間及び時間数を遵守させるための措置』欄には、4. の限度を担保するためのできるだけ実効性のある措置を記入してください。
8. 別紙記載例の『協定書の有効期限』は、最長で3年以内としてください。

(記載例)

補償休日の労働に関する労使協定書

使用者: _____ と船員代表者: _____ は、
 船員法第6 5条に規定する補償休日の労働に関し、次のとおり協定する。

1. 補償休日の労働をさせる必要がある具体的事由

- ・ 荒天による運航スケジュールの遅れ
- ・ 運航スケジュールの変更

2. 対象となる船員の職務及び員数

- 国土丸（一般貨物船、総トン数 699G/T）
- ・ 船長 1 名
 - ・ 機関長 1 名
 - ・ 甲板部職員 3 名、甲板部部員 2 名
 - ・ 機関部職員 1 名、機関部部員 1 名

3. 作業の種類

- ・ 航海当直作業、入出港作業、荷役作業、保守整備作業、事務作業等通常の運航作業
- ・ 船長にあつては、上記の他船舶の運航管理及び船員の労務管理に関する業務

4. 労働をさせることができる補償休日の日数の限度

- ・ 基準労働期間内について、1 週間において1 日与えられる休日であって補償休日以外のものの日数及び補償休日の日数を合計した3分の1を限度とする。

5. 4の期間及び時間数を遵守するための措置

- ・ 必要な予備船員を確保する。
- ・ 労働時間管理人を指名し、労働時間を適切に管理させる。

6. 協定書の有効期限

- ・ 成立の日から3年とする。

協定の成立年月日 平成 年 月 日

使 用 者 : _____

船員代表者 : _____

休息時間の分割（回数増加）に関する労使協定書作成要領

（船員法第65条の3第3項第1号の船舶及び船員の場合）

1. 労使協定は、船舶単位で作成するのが基本ですが、複数の船舶で同じ協定内容となる場合は、会社単位で一つにとりまとめることもできます。
2. 休息時間の分割（回数増加）に関する労使協定書（船員法第65条の3第3項第1号の船舶及び船員の場合）を作成するにあたっては、この作成要領及び別紙記載例を参考に作成してください。
3. 別紙記載例の『特別な方法により休息時間を分割する必要がある具体的事由』欄には、10時間の休息時間を3回以上に分割することの必要性について、できるだけ詳細に記載してください。
4. 別紙記載例の『対象となる船員の職務及び員数』欄には、対象となる船員の具体的な職務及び員数並びに対象となる船舶の概要（船名、船種及びトン数）を記載してください。
労使協定書の船員数は船舶の乗組み定員を記載してください。（なお、届出書の「1 使用する船員数」欄及び「2 労働組合加入者数等」欄については、予備船員を含めた船員数を記載してください。）
対象船舶が多い場合は、別添としても構いません。
また、「別添の就業規則の定員表の定めるところによる」と記載し、就業規則の定員表の写しを添付しても構いません。
5. 別紙記載例の『作業の種類』欄には、航海当直作業、入出港作業等の作業をできるだけ具体的に記載してください。
6. 別紙記載例の『特別な方法により休息時間を分割することができる期間の限度及び1日についての分割回数の上限』欄には、休息時間を分割することができる期間の限度、1日についての分割回数の上限及び分割された休息時間の付与方法を具体的に記載してください。
なお、船長以外の海員については、連続する2日を超えない範囲で10時間の休息時間について3回に分割することができますが、この場合であっても、1日のうち、最も長い休息時間は連続した6時間以上、最も長い休息時間を除く2回の休息時間はいずれも1時間以上としなければなりません。
航海当直を行わない船長については、他の海員と異なり、これらの上限を超えて休息時間を分割することができます。この場合には、「船長にあっては、この限りではない。」のように記載してください。
7. 別紙記載例の『4の限度を遵守させるための措置』欄は、限度を担保するためのできるだけ実効性のある措置を記入してください。
8. 別紙記載例の『協定書の有効期限』は、最長で3年以内としてください。

（記載例）

休息時間の分割（回数増加）に関する労使協定書

（船員法第65条の3第3項第1号の船舶及び船員の場合）

使用者：_____と船員代表者：_____は、
船員法第65条の3の休息時間の分割に関し、次のとおり協定する。

1. 特別な方法により休息時間を分割する必要がある具体的事由

- ・狭水道通過時等に航海当直員数を増加するため

2. 対象となる船員の職務及び員数

国土丸（一般貨物船、総トン数 699G/T）

- ・船長1名、
- ・機関長1名
- ・甲板部職員3名、甲板部部員2名
- ・機関部職員1名、機関部部員1名

3. 作業の種類

- ・航海当直作業、入出港作業
- ・船長にあっては、上記のほか船舶の運航管理及び船員の労務管理に関する業務

4. 特別な方法により休息時間を分割することができる期間の限度及び1日についての分割回数の上限

- ・期間は、協定書の有効期間で、連続する2日を超えないものとする。
- ・1日について10時間以上の休息時間を確保するとともに、当該時間について3回を上限として分割する。
- ・分割された休息時間の付与は、別添勤務表による最も長い休息時間は連続した6時間以上とし、残る2回の休息時間はいずれも1時間を下回らないものとする。

5. 4の限度を遵守させるための措置

- ・必要な乗組員を確保する。
- ・労働時間管理人を指名し、労働時間を適切に管理させる。
- ・船内記録簿をもとに適切に休息を与えるよう作業分担を見直す。

6. 協定書の有効期限

- ・成立の日から3年とする。

協定の成立年月日 平成 年 月 日

使 用 者 : _____

船員代表者 : _____

休息時間の分割（回数増加）に関する労使協定書作成要領

(船員法第65条の3第3項第2号の船舶及び船員の場合)

1. 労使協定は、船舶単位で作成するのが基本ですが、複数の船舶で同じ協定内容となる場合は、会社単位で一つにとりまとめることもできます。
2. 休息時間の分割（回数増加）に関する労使協定書（船員法第65条の3第3項第2号の船舶及び船員の場合）を作成するにあたっては、この作成要領及び別紙記載例を参考に作成してください。
3. 別紙記載例の『特別な方法により休息時間を分割する必要がある具体的事由』欄には、
「10時間の休息時間を3回以上に分割することの必要性について、「出入港する船舶の要請に応じて稼働するため」、「当直に合わせて食事の提供を行うため」等できるだけ詳細に記載してください。
4. 別紙記載例の『対象となる船員の職務及び員数』欄には、対象となる船員の具体的な職務及び員数並びに対象となる船舶の概要（船名、船種及びトン数）を記載してください。
労使協定書の船員数は船舶の乗組み定員を記載してください。（なお、届出書の「1 使用する船員数」欄及び「2 労働組合加入者数等」欄については、予備船員を含めた船員数を記載してください。）
ただし、司厨部のみ対象とする場合は、該当する船員のみ記載してください。
対象船舶が多い場合は、別添としても構いません。
また、「別添の就業規則の定員表の定めるところによる」と記載し、就業規則の定員表の写しを添付しても構いません。
5. 別紙記載例の『作業の種類』欄には、航海当直作業、入出港作業、荷役作業、保守整備作業、食事の提供等事務作業等の作業をできるだけ具体的に記載してください。
6. 別紙記載例の『特別な方法により休息時間を分割することができる期間の限度及び1日についての分割回数の上限』欄には、休息時間を分割することができる期間の限度、1日についての分割回数の上限及び分割された休息時間の付与方法を具体的に記載してください。
航海当直を行わない船長については、他の海員と異なり、これらの上限を超えて休息時間を分割することができます。この場合には、「船長にあつては、この限りではない。」のように記載してください。
7. 別紙記載例の『4の限度を遵守させるための措置』欄は、限度を担保するためのできるだけ実効性のある措置を記入してください。
8. 別紙記載例の『協定書の有効期限』は、最長で3年以内としてください。
9. 労使協定の届け出にあたっては、船員法第65条の3第3項第2号の船舶であることを証する書類を添付してください。

(記載例)

休息時間の分割（回数増加）に関する労使協定書

(船員法第65条の3第3項第2号の船舶及び船員の場合)

使用者: _____ と船員代表者: _____ は、
船員法第65条の3の休息時間の分割に関し、次のとおり協定する。

1. 特別な方法により休息時間を分割する必要がある具体的事由

- ・入出港が頻繁に繰り返される定期的に短距離の航路に就航するため

2. 対象となる船員の職務及び員数

国土丸（旅客船、総トン数 699G/T）

- ・船長1名、
- ・機関長1名
- ・甲板部職員3名、甲板部部員2名
- ・機関部職員1名、機関部部員1名

3. 作業の種類

- ・航海当直作業、入出港作業、荷役作業、保守整備作業等通常の運航作業
- ・船長にあつては、上記のほか船舶の運航管理及び船員の労務管理に関する業務

4. 特別な方法により休息時間を分割することができる期間の限度及び1日についての分割回数の上限

- ・期間は、協定書の有効期間とする。
- ・1日について10時間の休息時間を確保するとともに、当該時間について〇回を上限として分割する。（別添勤務表参照）

5. 4の限度を遵守させるための措置

- ・必要な乗組員を確保する。
- ・労働時間管理人を指名し、労働時間を適切に管理させる。
- ・配乗ローテーション表に基づき適切に休息・休日を付与する。

6. 協定書の有効期限

- ・成立の日から3年とする。

協定の成立年月日 平成 年 月 日

使 用 者 : _____

船員代表者 : _____

休息時間の分割（最長時間短縮）に関する労使協定書作成要領

1. 労使協定は、船舶単位で作成するのが基本ですが、複数の船舶で同じ協定内容となる場合は、会社単位で一つにとりまとめることもできます。
2. 休息時間の分割（最長時間短縮）に関する労使協定書を作成するにあたっては、この作成要領及び別紙記載例を参考に作成してください。
3. 別紙記載例の『特別な方法により休息時間を分割する必要がある具体的事由』欄には、10時間の休息時間のうち、長い方の休息時間を6時間未満とすることの必要性について、「出入港する船舶の要請に応じて稼働するため」、「当直に合わせて食事の提供を行うため」等できるだけ詳細に記載してください。
4. 別紙記載例の『対象となる船員の職務及び員数』欄には、対象となる船員の具体的な職務及び員数並びに対象となる船舶の概要（船名、船種及びトン数）を記載してください。（ただし、船員法第65条の3第3項第1号の船舶及び船員の場合は、航海当直基準が適用されない船舶及び船員に限られます。）
労使協定書の船員数は船舶の乗組み定員を記載してください。（なお、届出書の「1 使用する船員数」欄及び「2 労働組合加入者数等」欄については、予備船員を含めた船員数を記載してください。）
対象船舶が多い場合は、別添としても構いません。
また、「別添の就業規則の定員表の定めるところによる」と記載し、就業規則の定員表の写しを添付しても構いません。
5. 別紙記載例の『作業の種類』欄には、航海当直作業、入出港作業等の作業をできるだけ具体的に記載してください。
6. 別紙記載例の『特別な方法により休息時間を分割することができる期間の限度及び1日について2回に分割した場合におけるいずれか長い方の休息時間の時間数の下限』欄には、休息時間を分割することができる期間の限度及び1日について2回に分割した場合におけるいずれか長い方の休息時間の時間数の下限を具体的に記載してください。
なお、船長以外の海員については、最も長い休息時間は5時間以上としなければなりません。
航海当直を行わない船長については、他の海員と異なり、これらの下限を超えて休息時間を短縮することができます。この場合には、「船長にあつては、この限りではない。」のように記載してください。
7. 『4の限度を遵守させるための措置』欄は、限度を担保するためのできるだけ実効性のある措置を記入してください。
8. 『協定書の有効期限』は、最長で3年以内としてください。

（記載例）

休息時間の分割（最長時間短縮）に関する労使協定書

使用者：_____と船員代表者：_____は、
船員法第65条の3の休息時間の分割に関し、次のとおり協定する。

1. 特別な方法により休息時間を分割する必要がある具体的事由

- ・狭水道通過時等に航海当直員数を増加するため

2. 対象となる船員の職務及び員数

国土丸（一般貨物船、総トン数 699G/T）

- ・船長1名、
- ・機関長1名
- ・甲板部職員3名、甲板部部員2名
- ・機関部職員1名、機関部部員1名

3. 作業の種類

- ・航海当直作業、入出港作業
- ・船長にあつては、上記のほか船舶の運航管理及び船員の労務管理に関する業務

4. 特別な方法により休息時間を分割することができる期間の限度及び1日について2回に分割した場合におけるいずれか長い方の休息時間の時間数の下限

- ・期間は、協定書の有効期間とする。
- ・1日について10時間以上の休息時間を確保するとともに、長い方の休息時間は少なくとも5時間とする。

5. 4の限度を遵守させるための措置

- ・必要な乗組員を確保する。
- ・労働時間管理人を指名し、労働時間を適切に管理させる。
- ・船内記録簿をもとに適切に休息を与えるよう作業分担を見直す。

6. 協定書の有効期限

- ・成立の日から3年とする。

協定の成立年月日 平成 年 月 日

使 用 者 ：_____

船員代表者 ：_____

Memorandum of Agreement on Overtime Work

The Parties, herein, (The name of Employer) and herein (The name of Representative of seafarers) stipulate the following agreement on overtime work on DAY/MONTH/YEAR, as prescribed in Article 64-2 of the Mariners Law.

1. Particular necessity for the cases where seafarers may work overtime shall be as follows;
 - Delay in the operation schedule by stormy weather
 - Change of the operation schedule
2. Duties and number of seafarers applicable in the agreement
KOKUDO MARU (General cargo, 699G/T)
 - Master: 1 person
 - Chief Engineer: 1 person
 - Deck Department/ Officers: 3 persons, Ratings: 2 persons
 - Engine Department/ Engineers: 3 persons, Ratings: 1 person
3. Operations applicable in the cases stipulated in the clause 1
 - Ordinal navigational operations as the followings; watchkeeping, operations of entering and leaving port, cargo handling, maintenance and clerical work
 - Ship operation and personnel management [only by Master]
4. Limits of hours of overtime and period applicable in the cases where seafarers may engage in operations exceeding the limits of working hours
 - The term mentioned above shall be as long as the agreement is effective.
 - The hours of overtime shall be less than 6 hours per day and 56 hours per 4 weeks. Besides the hours of overtime shall not exceed the limits prescribed 14 hours per day / 72 hours per week.
 - Master shall be exempted from the provision stipulated in the preceding paragraph in case he/she engages in the works of ship operation and personnel management.
5. Measures observing the limits stipulated in the preceding clause
 - Securing the necessary number of crew.
 - Appointing a supervisor on working hours in order to control properly the working hours of seafarers on board.
 - Improving a work assignment in order to reduce the working hours, utilizing the onboard records of working hours.
6. Term of effect of the agreement
The agreement shall commence as of the date first below written and shall have an initial term of 3 years.

In witness whereof, the parties have this agreement set as on the date first written above.

[Employer]
Signature

[Representative of Seafarers]
Signature

Memorandum of Agreement on Working on Compensatory Holiday

The Parties, herein, (The name of Employer) and herein (The name of Representative of seafarers) stipulate the following agreement on working on a compensatory holiday on DAY/MONTH/YEAR, as prescribed in Article 65 of the Mariners Law.

1. Particular necessity for the cases where seafarers may work on a compensatory holiday shall be as follows;
 - Delay in the operation schedule by stormy weather
 - Change of the operation schedule
2. Duties and number of seafarers applicable in the agreement
KOKUDO MARU (General cargo, 699G/T)
 - Master: 1 person
 - Chief Engineer: 1 person
 - Deck Department/ Officers: 3 persons, Ratings: 2 persons
 - Engine Department/ Engineers: 3 persons, Ratings: 1 person
3. Operations applicable in the cases stipulated in the clause 1
 - Ordinal navigational operations as the followings; watchkeeping, operations of entering and leaving port, cargo handling, maintenance and clerical work
 - Ship operation and personnel management [only by Master].
4. Limits of the number of days of working on a compensatory holiday
 - The number of days of working on a compensatory holiday shall, with regard to a standard working period, be a third of the sum of the number of days other than compensatory holidays that are the one-day holidays granted in a week and the number of the said compensatory holidays.
5. Measures observing the limits stipulated in the preceding clause
 - Securing the necessary number of crew.
 - Appointing a supervisor on working hours in order to control properly the working hours of seafarers on board.
6. Term of effect of the agreement
This agreement shall commence as of the date first below written and shall have an initial term of 3 years.

In witness whereof, the Parties have this agreement set as on the date first written above.

[Employer]
Signature

[Representative of seafarers]
Signature

Memorandum of Agreement on Granting Hours of Rest

[Division number of hours of rest prescribed in Article 65-3/ paragraph 3/ item 1]

The Parties, herein, (The name of Employer) and herein, (The name of Representative of seafarers) stipulate the following agreement for the purpose of granting hours of rest [Division number of hours of rest] on DAY/MONTH/YEAR, as prescribed in item (i) of paragraph (3) of Article 65-3 of the Mariners Law.

1. Particular necessity for the cases where hours of rest may be divided into no less than 3 periods per day shall be as follow;
 - Increasing the number of navigational watchkeepers by seafarers other than master in order to secure the navigational safety (in such a case of passing narrow channel).
2. Duties and number of seafarers applicable in the agreement
KOKUDO MARU (General cargo, 699G/T)
 - Master: 1 person
 - Chief Engineer: 1 person
 - Deck Department/ Officers: 3 persons, Ratings: 2 persons
 - Engine Department/ Engineers: 3 persons, Ratings: 1 person
3. Operations applicable in the cases stipulated in clause 1
 - Navigational operations of passing narrow channel or entering and leaving port
 - Ship operation and personnel management [only by Master]
4. Term of the cases applicable where hours of rest may be divided into no less than 3 periods and the limits of number of the divided rest per day.
 - The term mentioned-above applicable shall be within continuous 2 days in the term as long as the agreement is effective.
 - The total number of hours of rest per day shall be kept 10 hours at least, and the said 10 hours of rest shall be divided into no more than 4 times.
 - The number of hours of rest in the longest period among the periods shall be more than 6 hours in length and other two periods shall be more than 1 hour in the said 10 hours.
5. Measures observing the limits stipulated in the preceding clause
 - Securing the necessary number of crew.
 - Appointing a supervisor on working hours in order to control properly the working hours of seafarers on board.
 - Improving a work assignment in order to adequately secure the rest hours, utilizing the onboard records of working hours.
6. Term of effect of the agreement
The agreement shall commence as of the date first written above and shall have an initial term of 3 years.

In witness whereof, the Parties have this agreement set as on the date first written above.

[Employer]
Signature

[Representative of seafarers]
Signature

Memorandum of Agreement on Granting Hours of Rest

[Division number of hours of rest prescribed in Article 65-3/ paragraph 3/ item 2]

The Parties, herein, (The name of Employer) and herein, (The name of Representative of seafarers) stipulate the following agreement for the purpose of granting hours of rest [Division number of hours of rest] on DAY/MONTH/YEAR, as prescribed in item (ii) of paragraph (3) of Article 65-3 of the Mariners Law.

1. Particular necessity for the cases where hours of rest may be divided into no less than 3 periods per day shall be as follow;
 - Operational patterns with frequent entry and departures of ports on the periodic and short-distance voyages.
2. Duties and number of seafarers applicable in the agreement
KOKUDO MARU (General cargo, 699G/T)
 - Master: 1 person
 - Chief Engineer: 1 person
 - Deck Department/ Officers: 3 persons, Ratings: 2 persons
 - Engine Department/ Engineers: 3 persons, Ratings: 1 person
3. Operations applicable in the cases stipulated in clause 1
 - Ordinal navigational operations as the followings; operations of entering and leaving port, cargo handling, maintenance and clerical work
 - Ship operation and personnel management [only by Master]
4. Term of the cases applicable where hours of rest may be divided into no less than 3 periods and the limits of number of the divided rest per day.
 - The term mentioned-above applicable shall be as long as the agreement is effective.
 - The total number of hours of rest per day shall be kept 10 hours at least, and the said 10 hours of rest shall be divided into no more than ○ periods.
*Refer the table of shipboard working arrangement as attached.
5. Measures observing the limits stipulated in the preceding clause
 - Securing the necessary number of crew.
 - Appointing a supervisor on working hours in order to control properly the working hours of seafarers on board.
 - Securing the rest hours and holidays by the table of rotation for work assignment.
6. Term of effect of the agreement
The agreement shall commence as of the date first written above and shall have an initial term of 3 years.

In witness whereof, the Parties have this agreement set as on the date first written above.

[Employer]
Signature

[Representative of seafarers]
Signature

Memorandum of Agreement on Granting Hours of Rest
[Number of hours of rest]

The Parties, herein, (The name of Employer) and herein (The name of Representative of seafarers) stipulate the following agreement for the purpose of granting hours of rest [Number of hours of rest] on DAY/MONTH/YEAR , as prescribed in Article 65-3 of the Mariners Law.

1. Particular necessity for the cases where hours of rest may be divided into two periods per day and the longer period of which may be less than 6 hours in length shall be as follow;
 - Increasing the number of navigational watchkeepers by seafarers other than master in order to secure the navigational safety (in such a case of passing narrow channel).
2. Duties and number of seafarers applicable in the agreement
KOKUDO MARU (General cargo, 699G/T)
 - Master: 1 person
 - Chief Engineer: 1 person
 - Deck Department/ Officers: 3 persons, Ratings: 2 persons
 - Engine Department/ Engineers: 3 persons, Ratings: 1 person
3. Operations applicable in the cases stipulated in the clause 1
 - Navigational operations of passing narrow channel or entering and leaving port
 - Ship operation and personnel management [only by Master]
4. Term of the cases applicable where hours of rest may be divided into two periods and the longer period of which may be less than 6 hours in length per day.
 - The term mentioned above applicable shall be as long as the agreement is effective.
 - Total number of hours of rest per day shall be kept 10 hours at least, and the number of hours of rest in the longest period shall be kept no less than 5 hours.
5. Measures observing the limits stipulated in the preceding clause
 - Securing the necessary number of crew.
 - Appointing a supervisor on working hours in order to control properly the working hours of seafarers on board.
 - Improving a work assignment in order to adequately maintain the rest hours, utilizing the onboard records of working hours.
6. Term of effect of the agreement
The agreement shall commence as of the date first written above and shall have an initial term of 2 years.

In witness whereof, the Parties have this agreement set as of the date first written above.

[Employer]
Signature

[Representative of seafarers]
Signature

通常配置表(〇〇丸)

職 名		作 業 の 種 類			
		時 間	航海中	時 間	停泊中
船 長		適宜*	管理業務	適宜*	管理業務
甲 板 部	一等航海士	04-08 16-20	船橋当直	08-12 13-17	事務処理
	二等航海士	00-04 12-16	船橋当直	08-12 13-17	航海計画
	三等航海士	08-12 20-24	船橋当直	08-12 13-17	保守点検
	甲板長	08-12 20-24	船橋当直	08-12 20-24	停泊当直 整備作業
	甲板員A	04-08 16-20	船橋当直	04-08 16-20	停泊当直 整備作業
	甲板員B	00-04 12-16	船橋当直	00-04 12-16	停泊当直 整備作業
機 関 部	機関長	適宜*	機関室作業	適宜*	事務処理
	一等機関士	08-12 13-17	機関室作業	08-12 13-17	保守整備
	二等機関士	08-12 13-17	機関室作業	08-12 13-17	保守整備
	三等機関士	08-12 13-17	機関室作業	08-12 13-17	保守整備
	機関員A	08-12 13-17	機関室作業	08-12 13-17	保守整備
事 務 部 等	司 厨 長	07-09 11-14 18-21	調理業務		
	司 厨 員 A	07-09 11-14 18-21	調理業務		
	事 務 員 A	09-13 14-18	販売業務		

～その他各種作業配置体制～

荷 役 作 業 配 置	
甲板上	一等航海士・甲板長・甲板員B
船倉内	二等航海士・三等航海士・甲板員A

出 入 港 作 業 配 置	
船橋	船長・三等航海士・甲板員B
船首	一等航海士・甲板長
船尾	二等航海士・甲板員A
機関	機関長・一等機関士・二等機関士・三等機関士 機関員A

<最長労働時間>

船員法では、船員の1日当たりの労働時間及び1週間当たりの労働時間の限度は、それぞれ14時間及び72時間とされている(ただし、船舶の航海の安全を確保するために臨時の必要がある場合の労働時間を除く)。

備考:船長、機関長の1日の労働時間は任意の8時間とする。

TABLE OF SHIPBOARD WORKING ARRANGEMENT (M/V XXXX)

Position/ranks		Working contents			
		Hours	At sea	Hours	In port
Master		properly*	Addministration	properly*	Addministration
Deck department	Chief officer	04—08 16—20	Watchkeeping	08—12 13—17	Paper work
	Second officer	00—04 12—16	Watchkeeping	08—12 13—17	Prepration for voyage
	Third officer	08—12 20—24	Watchkeeping	08—12 13—17	Maintenance
	Boatswain	08—12 20—24	Watchkeeping	08—12 20—24	Watchkeeping
	A/B (A)	04—08 16—20	Watchkeeping	04—08 16—20	Watchkeeping
	A/B (B)	00—04 12—16	Watchkeeping	00—04 12—16	Watchkeeping
Engine department	Chief engineer	properly*	Operation of machinery	properly*	Paper work
	First engineer	08—12 13—17	Operation of machinery	08—12 13—17	Maintenance
	Second engineer	08—12 13—17	Operation of machinery	08—12 13—17	Maintenance
	Third engineer	08—12 13—17	Operation of machinery	08—12 13—17	Maintenance
	Oiler	08—12 13—17	Operation of machinery	08—12 13—17	Maintenance
Catering staff etc.	Chief steward	07—09 11—14 18—21	Cooking and catering		
	Steward	07—09 11—14 18—21	Cooking and catering		
	Service crew	09—13 14—18	Sales		

Arrangement for another several stations

Arrangment for loading/unloading	
Deck	Chief officer、Boatswain、A/B (B)
Hold	Second officer、Third officer、A/B (A)

Arrangement for Arrival/Departure	
Bridge	Master、Third officer、A/B (B)
Fore	Chief officer、Boatswain
Aft	Second officer、A/B (A)
E/R	All members of Engine department

<Maximum working hours>	
The mariner's law provide the following regulation in accordance with Maritime Labour Convention, 2006, Maximum working hours shall not exceed; *14 hours in any 24-hours period; and *72 hours in any seven-day period	

Note; Working hours per day of Master and Chief engineer is optional 8 hours.

船内記録簿（モデル様式）

平成 年 月分

[illegible]

作業の種類:

補償休日の付与の延期		
月	日	理由:
月	日	理由:
月	日	理由:

当月割増 手当額	円	割増手当支払 受領印	
割増手当 支払額	円		
割増手当 支払年月日	月 日		

船内記録簿（モデル様式・記載例）

平成 25 年 4 月分

職名		二等航海士																		氏名		海事 一郎																	
基準労働期間				ヶ月				基準労働期間の起算日及び末日										平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日																					
日	労働時間																							その日の総労働時間(法定) 安全臨時労働、緊急作業等は算入しない	時間外労働・補償休日労働			安全臨時労働・緊急作業等の時間数	休息时间										
	労働時間の記録 ※労働時間を線で示し、業務内容を明記すること																								総労働時間数(法定)	時間外	補償休日		休日	時間数	分割の場合、長い方の時間数								
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22			23	労働時間数		労働時間数			補償休日							
1日																								8					16	8									
2日																								10	2				14	8									
3日																								4		4	ホ												
4日																								8				2	14	8									
5日																																							
6日																																							
7日																																							
8日																																							
9日																																							
10日																																							
11日																																							
12日																																							
13日																																							
14日																																							
15日																																							
16日																																							
17日																																							
18日																																							
19日																																							
20日																																							
21日																																							
22日																																							
23日																																							
24日																																							
25日																																							
26日																																							
27日																																							
28日																																							
29日																																							
30日																																							
31日																																							

作業の種類： ①当直 ②荷役 ③入出港 ④保守 ⑤事務他 ⑥安全臨時労働又は緊急作業等

補償休日の付与の延期		
月	日	理由:
月	日	理由:
月	日	理由:

当月割増手当額	円	割増手当支払受領印
割増手当支払額	円	
割増手当支払年月日	月 日	

Record of hours of work (Model format)

Month and year

[illegible]

Kinds of Work : ①Watchkeeping、②Loading & Unloading、③Entering & leaving port、④Maintenance、⑤Paperwork, etc.、⑥Extra work for emergencies

Postponement of Compensatory holiday	
Date:	Reason:
Date:	Reason:
Date:	Reason:

Allowance for overtime	¥ (\$)	Signature of the seafarer for receipt
Payment for overtime	¥ (\$)	
Date of Payment	YYYY/MM/DD	

Record of hours of work (Model format)

April, 2013

Position																				Name																			
Basic working period				months				Commencement and Termination of the agreement										20XX/MM/DD ~ 20YY/MM/DD																					
Day	Record of the Working hours *Please mark period of work using a continuous line or arrow with work contents																								Total Working hours	Overtime work, Work at Compensatory holiday			Working hours for emergencies	Rest hours									
	Working hours																									overtime work hours	Work at holiday hours	Holiday indicated "H" Compensatory holiday indicated "C"		Rest hours	Longest rest hours, if divided rest hours								
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23															
1	①																								8				16	8									
2	①																								10	2			14	8									
3	② on C																								4		4	H											
4	④ ③ ①																								8			2	14	8									
5	Working hours for overtime																																						
6	Working hours on compensatory holiday																																						
7	Draw the mark that Holiday is "H", Compensatory holiday is																																						
8	Working hours for emergencies *This is not included among the Total working hours, but applied to the allowance of overtime.																																						
9	Total rest hours																																						
10	Rest hours which is longer, if the rest hours divided																																						
11																																							
12																																							
13																																							
14																																							
15																																							
16																																							
17																																							
18																																							
19																																							
20																																							
21																																							
22																																							
23																																							
24																																							
25																																							
26																																							
27																																							
28																																							
29																																							
30																																							
31																																							

Kinds of Work : ① Watchkeeping, ② Loading & Unloading, ③ Entering & leaving port, ④ Maintenance, ⑤ Paperwork, etc., ⑥ Extra work for emergencies

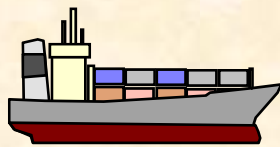
Postponement of Compensatory holiday	
Date:	Reason:
Date:	Reason:
Date:	Reason:

Allowance for overtime	¥(\$)	Signature of the seafarer for receipt
Payment for overtime	¥(\$)	
Date of Payment	YYYY/MM/DD	

条約上、船内における食料の支給を行う全ての者に対し、船内調理に関する基礎的な知識を有すること求められていることから、船舶所有者は、船内における食料の支給を行う者（雇入職名は問わない。臨時で行う場合を除く。）に、必要な教育を行うこととする。

1. 対象

①船内で「調理」を行う、次の船舶において、



沿海区域以遠を
航行する船舶



一定の漁船（※）

※ 漁船は、平水区域又は船員法第1条第2項第3号の漁船の範囲を定める政令（昭和38年政令第54号）別表の海面において従業する漁船を除く漁船とする。

②船内における食料の支給を行う者

対象者



司厨部で調理を行う者
（船舶料理士以外）



司厨部以外でも
船内で調理を行う者

対象外



船舶料理士



司厨部員
（ボーイ等調理を
しない者）



調理しない者

○ 持ち回りで調理を行う船舶の場合も、調理を行う者全てに教育が必要（全員で持ち回りしている場合は、全員の教育が必要となる）。

2. 要件

① 18歳以上（ただし、漁船には年齢制限をかけない。）

② 次のいずれかに該当する者

（1）指定テキストを使用した社内教育を修了した者

国が通達で定めるテキストを使用して、社内等で教育を受けた者

- 教育する場所や時間数に指定はない。
- 有効期間はない。
- 社内教育を行った場合、いつでもテキストを参照できるように、テキストを船内に備え付けることが必要。

（2）外部機関の講習を修了した者

国が通達で定める講習を修了した者

（3）一定の資格を受有する者・課程を修了した者

旧船舶料理士省令第2条第1項第3号に規定する者

イ. 船舶料理士試験合格者

ロ. 調理師・栄養士

ハ. 海員学校の司ちゅう・事務科卒業者

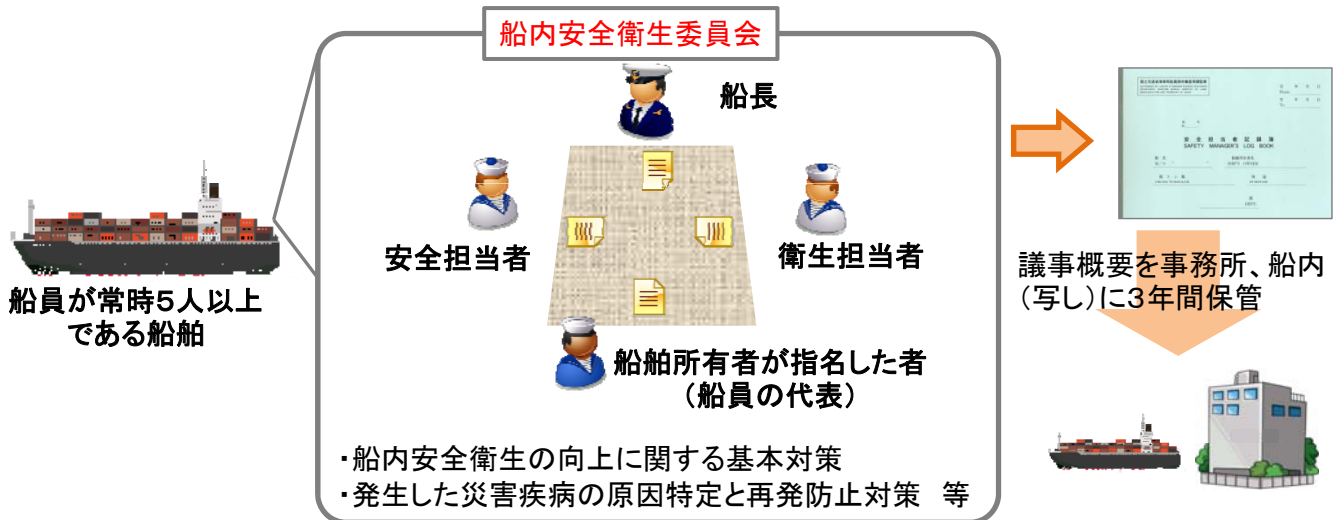
ニ. 海保の主計コース卒業者

等

○ 検便の義務化は予定していないが、衛生面を考慮し可能な限り受検していることが望ましい。

船内安全衛生委員会

- 船員が常時5人以上である船舶は船内安全衛生委員会の設置が必要となる。



※記録については、「安全担当者記録簿(Log Book)等」に記入することができる。
 ※5人未満の船舶については、従前のとおり船員の意見を聞く措置が必要となる。

船内安全衛生に関する計画

- 船内における安全活動の責任者を定め、船内の安全衛生の向上に向けた取組を行うこと。

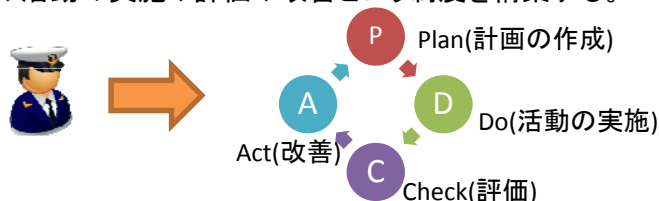
- ① 国が策定する、船員災害防止実施計画を船内に備え付け、当該計画を参考に、船内の労働環境及び衛生環境の確保・向上に努める。



- ② ①の船員災害防止実施計画を参考に、各船の実情に応じた計画を作成し、労働環境及び衛生環境の確保・向上に努める。



- ③ 船内労働安全衛生マネジメントシステム等を活用して、労働環境及び衛生環境の確保・向上にむけた計画の作成→活動の実施→評価→改善という制度を構築する。



※別途、安全衛生に関するマネジメントシステム(ISMによるもの等)を実施している場合は、それをもって取組に替えることができる。

(参考書式)

医療報告書(Medical Report)

報告日 Date:

1. 氏名 Name of Patient: _____

2. 国籍 country: _____

3. 性別 Sex: _____

4. 年齢 Age: _____ 5. 生年月日 born at: _____

6. 船名 Name of Ship: _____ 7. 役職 Name of Position: _____

8. 患者の状態 Condition of Patient

(1) 主な症状 Chief Complain (該当の項目を○で囲むこと)

subject	present status			
内科系 internal medicine	発熱 fever	頭痛 headache	血圧降下 shock	体重減 loss of weight
呼吸器 respiratory	咳 cough	呼吸困難 dyspnea	喀血 hemoptysis	血痰 bloody sputum
循環器 circulatory	胸痛 chest pain	動悸 palpitation	不整脈 arrhythmia	高血圧 hypertension
消化器 digestive	腹痛 abdominal pain	嘔吐 vomiting	吐血 hematemesis	下痢 diarrhea
脳神経科系 nervous	意識障害 coma	マヒ palsy	精神異常 neuropathy	狂暴 violent
外科・整形外科系 surgical, orthopedic	骨折 fracture	外傷 injury	脱臼 dislocation	腰痛 lumbago
皮膚・泌尿器科系 dermatological, urongenital	発疹 rash	かゆみ itching	排尿痛 pain on miction	排尿困難 dysuria
眼科系 ophthalmological	異物 foreign body	視力低下 loss of vision	充血 hyperemia	外傷 injury
耳鼻咽喉科系 oto-rhino-laryngologycal	鼻出血 epistaxis	耳漏 otorrhea	嗄声 husky	外傷 injury
歯科 Dental	歯痛 toothache	歯肉腫脹 swollen gum	義歯破損 damage of false tooth	外傷 injury
その他 others	浮腫 edema	黄疸 jaundice	膿瘍 abscess	

(2) 兆候と経過と処置内容 Onset , Course and Injection:

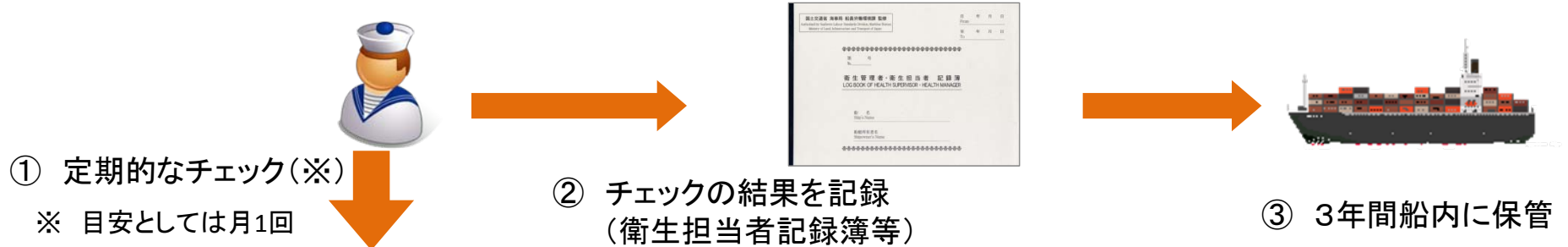
(3) 使用薬品 Medication: _____

(4) 既往症 Past History: _____

定期的な検査

船舶所有者は、次のことについて検査し、記録をつけ、3年間保管しなければならない。

- (1) 船内の居住場所について、清潔であり、良好な環境が維持されていること。
- (2) 厨房設備・器具について、適切に使用できる状態が維持されていること。
- (3) 食料について、適切に管理されていること。
- (4) 飲用水について、必要な量を確保し、適切に管理されていること。



(1)



船員の居室

(2)



共有スペース

(3)



調理室内・供食設備・調理器具

(4)



食料貯蔵庫



飲料水の量と管理

船内苦情処理に関する手順書（作成例）

2006 年の海上労働条約及び船員法その他関係法令に則り、雇用する船員による苦情の申出に関する処理手続を次のとおり定める。

1. 総論

- ① 会社は、あらかじめ船員の労働条件及び生活条件に関する船内苦情処理に関する手順書（以下、「手順書」という。）を作成し、船員と雇入契約を締結するとき、手順書の写しを交付する。また、船内において、船長が手順書 1 部を保管するとともに、船員が容易に利用できるよう船内（食堂）に手順書 1 部を備え置くものとする。
- ② 会社又は船長は、船員から苦情の申出を受けた場合、できるだけ速やかに、手順書に基づき苦情を処理する。
- ③ 会社及び船長は、苦情を申し出た船員その他関係する者の秘密を守る。
- ④ 会社及び船長は、苦情の申出をしたことを理由として、船員に対し解雇その他の不利益な取扱をしてはならない。
- ⑤ 船員が申出を行うことができる苦情の範囲は、船員法その他関係法令に定める労働条件及び生活条件に関する事項に限る。
- ⑥ 船員は、本手順書の利用の有無に限らず、苦情を船長若しくは会社、又は、権限のある機関に直接申し出ることができるものとする。

2. 苦情処理の体制

会社における苦情処理の体制は次のとおりとする。

- ① 会社は、本社（又は〇〇運航管理会社）船員配乗グループの△△（役職名）を陸上における苦情処理担当者として指名し、本船内で申出があった苦情に関する事項について管理させる。
- ② 船長は、船員の苦情を受理する者（苦情受理者）を次のとおり指名する。
 - ・甲板部及び事務部：一等航海士
 - ・機関部：一等機関士
- ③ 会社は、苦情を申し出る船員を支援する者として、××（役職名）を指名する。
- ④ 船長は、苦情の申出があった場合、船内において当該苦情を調査し、改善策を協議する会議（苦情処理会議）を設置する。なお、苦情処理会議は、次の者で構成する。
 - ・船長、機関長、苦情受理者、組合船内委員（長）
- ⑤ 会社は、①から③において指名された者の役職又は氏名（連絡方法を含む）リストを手順書に添付するものとする。

3. 苦情の申出

船員は、船内において自己の労働条件又は生活条件が法令又は労使協定若しくは雇入契約書等に違反している場合、苦情受理者に苦情の申出を行うことができる。苦情の申出は、口頭又は文書で行うものとする。

4. 苦情に関する調査

苦情の申出があった場合、船長は次のとおり事実関係を調査する。

- ① 苦情の申出を受けた苦情受理者は、当該船員に苦情の事実関係の概略を確認し、速やかに船長に報告する。
- ② 船長は、詳細な調査が必要と判断した場合は、苦情受理者に事実関係について調査を行わせる。
- ③ 船長は、苦情の申出があった日から 1 週間以内に苦情処理会議を開催し、申出のあった苦情が労働条件又は生活条件が法令又は労使協定若しくは雇入契約等に違反しているかどうかを判断する。

5. 是正策の検討

苦情処理会議は、申出のあった苦情が法令又は労使協定若しくは雇入契約に違反している場合は、是正すべき事項を決定する。なお、是正すべき事項の決定に当たっては、苦情を申し出た船員の意見を十分に聴取し、当該船員が希望する場合は、苦情処理会議に参加し意見を述べるができるものとする。

6. 是正策の実施

船長は、苦情の内容及び是正すべき事項を苦情処理担当者に報告する。

苦情処理担当者は、是正すべき事項が正当である場合、速やかに是正措置を実施する、又は、船長に命じる。苦情処理担当者が是正すべき事項が正当でないと判断した場合、船長は苦情処理会議において是正すべき事項について再協議を行う。

7. 苦情処理結果の伝達

苦情処理受理者は、苦情処理結果を当該船員に伝達する。

8. 苦情処理結果に対する不服の申出

苦情を申し出た船員は、苦情処理結果に不服がある場合、その旨を苦情処理受理者に口頭又は文書で通知する。船長は、上記 4 以降の手順に従って処理手続を行う。

9. 苦情処理の記録及び保管

苦情処理受理者は、苦情処理に関する記録をとりまとめて船長に提出する。

船長は、苦情処理に関する記録の本紙を本船に保管するとともに、写し 1 部を苦情処理担当者に送付する。記録の保存期間は〇年とする。

10. 関係者連絡先

	氏名、役職（及び所属）	連絡先（電話、電子メール）
苦情処理担当者	〇〇 〇〇 本社・船員グループ長	Phone: +81-3-XXXX-XXXX Fax : +81-3-XXXX-YYYY Taro_Kaiji@koline.co.jp
苦情受理者		
甲板部・事務部	一等航海士	—
機関部	一等機関士	—
船員を支援する者	（組合職場委員など）	—
権限のある機関		
旗国海事当局	国土交通省関東運輸局 海上安全環境部船員労働環境・ 海技資格課 労働環境係長	Phone: +81-45-XXX-XXXX Fax : +81-45-XXX-YYYY
船員居住国 海事当局	Philippines Overseas Employment Administration (POEA)	Phone: +63-X-XXX-XXXX Fax : +63-X-XXX-YYYY
	Directorate General of Shipping	Phone: +91-XX-XXXX-XXXX Fax : +91-XX-XXXX-YYYY

参考

（船内苦情処理に関する手順書の標準的な記載事項）

根拠法令	記載事項	条約
船員法 第118条の4	○船舶所有者の義務 ・ 船内苦情処理手続の整備 ・ 船員への船内苦情処理手続の交付 ・ 船内苦情処理の実施に関する会社の責任 ・ 苦情を申し出た船員に対する不利益取扱の禁止 ○船員の権利 ・ 船内における苦情の申出（船内苦情処理手続の利用） ・ 会社、船長又は権限のある機関への直接の苦情の申出	R5. 1. 5. 1 A5. 1. 5. 4 A5. 1. 5. 2 A5. 1. 5. 3 A5. 1. 5. 2 A5. 1. 5. 2
第112条	—	A5. 1. 5. 2
船員法施行規則 第78条の2の3	—	A5. 1. 5. 1-4 B5. 1. 5. 2(e)
第1号	○船員による苦情の申出方法（口頭又は文書） ○苦情を受理する者の氏名（船内又は陸上の事務所）	
第2号	○苦情を処理する者の氏名（又は、苦情処理委員会の設置） ○苦情の事実関係の調査方法 ○苦情に対する是正策の協議方法 ○船長による船舶所有者への報告 ○是正策の実施（実施期限を含む） ○苦情を申し出た船員その他の者の秘密の確保	
第3号	○船員への苦情処理結果の伝達方法	
第4号	○苦情処理結果に不服がある場合の不服申出方法	
第5号	○苦情処理に関する記録の作成 ○記録を保管する者及び保存期間	
第6号	○苦情を申し出た船員を支援する者の氏名 ○権限のある機関の連絡先 （旗国又は船員が居住する国の船員労働を所管する当局）	
船員法施行規則 第78条の2の4	○船内苦情処理手続の対象となる労働条件及び生活条件に関する苦情の範囲	

2006 年の海上の労働に関する条約
Maritime Labour Convention

海上労働遵守措置認定書 第 I 部
Declaration of Maritime Labour Compliance Part I

この船舶の海上労働証書に添付しなければならない。

This Declaration shall be attached to the Maritime Labour Certificate.

公の印章

日本国政府の権限の下に発給する。

Issued under the authority of the Government of Japan.

2006 年の海上の労働に関する条約に関し、次の船舶は、同条約 A5.1.3 基準に従って維持されている。

With respect to the provisions of the Maritime Labour Convention, 2006, the following referenced ship:

船名 Name of ship	国際海事機関船舶識別番号 IMO number	総トン数 Gross tonnage

is maintained in accordance with Standard A5.1.3 of the Convention.

署名者は、上記の権限ある機関に代わって次のとおり宣言する。

The undersigned declares, on behalf of the abovementioned competent authority, that:

- (a) 2006 年の海上の労働に関する条約の関連規定は、次の 1 から 14 までに掲げる国内的な要件によって完全に具体化されている。
the provisions of the Maritime Labour Convention are fully embodied in the national requirements referred to below;
- (b) (a) に規定する国内的な要件は、次の 1 から 14 までに引用する国内法規に規定されている。必要に応じ、当該国内法規の内容に関する説明を記載している。
these national requirements are contained in the national provisions referenced below; explanations concerning the content of those provisions are provided where necessary;
- (c) 第 6 条 3 及び 4 の規定に基づく実質的に同等な規定の詳細は、この目的のために設けた下欄に記載している。
the details of any substantial equivalencies under Article VI, paragraphs 3 and 4, are provided in the section provided for this purpose below;
- (d) 第 3 章の規定に基づき権限のある機関によって認められた適用除外は、この目的のために設けた下欄に明確に記載している。
any exemptions granted by the competent authority in accordance with Title 3 are clearly indicated in the section provided for this purpose below; and
- (e) 国内法令に基づく船舶の種類に特有の要件についても、関係する国内的な要件の項目において引用している。
any ship-type specific requirements under national legislation are also referenced under the requirements concerned.

1. 最低年齢 (第 1.1 規則)	○船員法第85条(年少船員の就業制限) ・船舶所有者は、年齢16歳未満の者を船員として使用してはならない。 ・船舶所有者は、年齢18歳未満の船員を安全衛生上有害な作業に従事させてはならない。 参照: 船員労働安全衛生規則第28条(経験または技能を要する危険作業)及び第74条(年少船員の就業制限) ○船員法第86条(年少船員の夜間労働の禁止) ・船舶所有者は、年齢18歳未満の船員を午後8時から翌日の午前5時までの間において作業に従事させてはならない。 ※同条第1項に定める特例の適用を受ける場合は、その旨を海上遵守措置認定書第Ⅱ部に記載すること
Minimum age (Regulation 1.1)	○Mariners Law Art.85; ・ prohibits the employment of persons under age of 16 years. ・ prohibits hazardous works of seafarers under age of 18 years. Refer to Regulations for Labour, Safety and Health of Mariners Art.28 and 74 described type of hazardous works. ○Mariners Law Art.86; ・ restrict night work of seafarers under age of 18 years and define night as period from 20:00 to 5:00. ※ When exception provided Mariners' Law Art.86.1 was applied by the competent authority, it should be stipulated on DMLC Part II.
2. 健康証明書 (第 1.2 規則)	○船員法第83条(健康証明書) ・船舶所有者は、有効な健康証明書を持たない者を船舶に乗り組ませてはならない。 参照: 船員法施行規則第55条(健康証明書) ○船員法施行規則第56条 ・健康証明書の有効期間は1年間(色覚は6年間)とする。 ・航海中に有効期間が満了したときは、満了の日から起算して3月を経過する日又は航海が終了する日のいずれか早い日までの間、当該検査について、健康証明書は、なおその効力を有するものとする。 ・緊急の場合、最寄りの地方運輸局長の許可を受けたときは、有効期間が満了した健康証明書を受有する者を当該期間が満了した日から起算して三月を超えない範囲内において、船舶に乗り組ませることができる。
Medical certification (Regulation 1.2)	○Mariners Law Art.83 ・ requires that the shipowner shall not man a person holding no valid medical certificate from working on board. Refer to Regulations for Enforcement of the Mariners Law Art.55 provided the details of medical certificate. ○Regulations for Enforcement of the Mariners Law Art.56 sets; ・ Medical certificate shall be valid for no more than one year except color vision shall be valid for 6 years. ・ If medical certificate has expired during the voyage, it is still valid until earlier date which date after 3 months from expired or date of completing the voyage. ・ At urgent case, shipowner shall be approved the employment of a person who have an expired medical certificate within 3 months from expired date of it, when shipowner has a permit

	by the competent authority.
3. 船員の資格 (第 1.3 規則)	○船舶職員及び小型船舶操縦者法第18条 (船舶職員の乗組みに関する基準) ○船員法117条の2 (航海当直部員) ○船員労働安全衛生規則第11条 (安全衛生に関する教育及び訓練) ・船舶所有者は、船内の安全及び衛生に関する基礎的事項について、船員に教育を施さなければならない。
Qualifications of seafarers (Regulation 1.3)	○ Law for Ships' Officers and Boats' Operators provides the competence and qualifications for ship officers. ○ Mariners Law Art.117-2 provides the competence and qualifications for ratings of watchkeeping on board. ○ Regulations for Labour, Safety and Health of Mariners Art.11 ・ requires the shipowner shall provide basic safety training to seafarers in accordance with STCW 78 as amended.
4. 船員の雇用契約 (第 2.1 規則)	○船員法第36条 (雇入契約の成立時の書面の交付等) ・船舶所有者は、雇入契約が成立したときは、遅滞なく船員に雇入契約書を交付しなければならない。 ・船舶所有者は、雇用契約書の写しを船内に備え置かなければならない。 参照: 船員法施行規則第16条の4 (雇入契約の成立時の書面) ○船員法施行規則第18条 (雇入契約の成立等の届出) ・船長又は船舶所有者は、雇入契約の成立等があったときには、地方運輸局に届けでなければならない。 ○船員法第50条 (船員手帳) ・船長は、船員の勤務に関する事項を船員手帳に記載しなければならない。 参照: 船員法施行規則第27条の2 (船員手帳への記載) ○船員法第42条 ・期間の定めのない雇入契約は、船舶所有者又は船員が24時間以上の期間を定めて書面で解除の申入をしたときは、その期間が満了した時に終了する。 ○船員法第46条 ・船舶所有者は、上記第42条により雇入契約を解除した場合は、船員に1ヶ月分の給料と同額の雇止手当を支払わなければならない。 ※契約解除の最低予告期間に関し、条約 A2.1.5 と実質的同等である
Seafarers' employment agreements (Regulation 2.1)	○ Mariners Law Art.36 ・ requires that the shipowner shall provide Seafarers' employment agreement (SEA) to seafarers as soon as the agreement is signed. ・ requires that the shipowner should keep copies of the SEA on board. Refer to the Regulations for Enforcement of the Mariners Law Art.16-4 provided details of the description of SEA. ○ Regulations for Enforcement of the Mariners Law Art.18 ・ requires that the master and the shipowner shall submit necessary documents related to the SEA without delay to the competent authority when the agreement is concluded. ○ Mariners Law Art.50 ・ requires that the master shall enter the records of employment in the Mariner's pocket ledger. Refer to the Regulations for Enforcement of the Mariners Law

	Art.27-2 provided the details of the records of employment in the Mariner's pocket ledger. ○ Mariners Law Art.42 ・ When the shipowner or the seafarer has given no less than 24 hours' written notice to cancel a employment agreement without a fixed term, the said agreement shall be terminated upon expiration of the said period. ○ Mariners Law Art.46 ・ The shipowner shall pay a seafarer a dismissal benefit of the same amount as his/her monthly salary or other remunerations when the shipowner has canceled the employment agreement pursuant to the provisions of Art.42. ※ Substantial equivalents to A2.1.5 of the MLC,2006 regarding minimum notice periods for termination of SEA
5. 免許を与えられ、資格証明を受け、又は規制された民間の船員の募集及び職業紹介のための機関の利用 (第 1.4 規則)	○船員法第32条の2 (募集受託者又は船員職業紹介事業者を利用した船員の雇入の制限) ・船舶所有者は、法令の要件に適合しない機関から職員を雇い入れてはならない 参照: 船員職業安定法第34条 (無料の船員職業紹介事業の許可) 船員職業安定法第44条 (委託募集) 船員法施行規則第16条の2 (募集受託者または船員職業紹介事業者を利用した船員の雇入れの制限)
Use of any licensed or certified or regulated private recruitment and placement service (Regulation 1.4)	○ Mariners Law Art. 33-2 ・ prohibits the employment of seafarer using the manning agencies not adapted to the requirements of the law and the regulations. Refer to the law and regulations below: ・ Seafarer's Employment Security Act Art.34 ・ Seafarer's Employment Security Act Art.44 ・ Regulations for Enforcement of the Mariners Law Art.16-2 provided the requirements for the manning agencies in the flag state without ratification of MLC, 2006.
6. 労働時間及び休息時間 (第 2.3 規則)	○船員法第60条 (労働時間) ・船員の1日当たりの労働時間は、8時間以内とする ○船員法第65条の2 (労働時間の限度) ・海員の1日当たりの労働時間及び1週間当たりの労働時間は、それぞれ14時間及び72時間を限度とする ○船員法第65条の3 (休息時間) ・休息時間を1日について3回以上に分割して与えることを禁止する ○船員法第64条の2、第65条、第65条の3第3項 ・労働時間規制、休日労働規制、休息分割規制に係る労使協定の締結及び届出による適用除外を認める。 ※労使協定による例外措置の適用を受ける場合は、海上遵守措置認定書第Ⅱ部にその旨を記載する。 ○船員法第66条の2 (通常配置表) ○船員法第67条 (記録簿の備置き等)
Hours of work or rest (Regulation 2.3)	○ Mariners Law Art.60 ・ requires that working hours per day of seafarers shall be no more than 8 hours.

	○ Mariners Law Art.65-2 ・ requires that maximum working hours per any 24-hour period of seafarers shall be within 14-hours, and it per any 7-day period should be within 72-hours. ○ Mariners Law Art.65-3 provided ・ prohibits to divide of rest hours of seafarers into more than 3 times ○ Mariners Law Art.64-2, 65, 65-3 ・ permits the exception of provisions for working hours, work on holiday and rest hours when the shipowner concludes an agreement with the representative of seafarers and submits it to the competent authority. ○ Mariners Law Art.66-2 provides a table with the shipboard working arrangements. ○ Mariners Law Art.67 provides a record book for working hours.
7. 船舶の配乗の水準(第 2.7 規則)	○ 船員法第70条 (定員) ・ 船舶所有者は、船舶の航海の安全を確保するため必要な員数の海員を乗組ませなければならない。 ※必要な員数は、当局が交付した最小安全配員証書に記載される。
Manning levels for the ship (Regulation 2.7)	○ Mariners Law Art.70 ・ requires that shipowner shall have necessary number of seafarers on board to maintain the safe navigation of the ship. ※ The necessary number of seafarers is provided with the Minimum Safe Manning Certificate issued by the competent authority.
8. 居住設備(第 3.1 規則)	○ 船舶設備規程 ※我が国について条約の効力が生じる日より前に建造された船舶は、改正された規定(平成 25 年 X 月交付)の適用を受けない。 ○ 船員労働安全衛生規則に係る通達 ・ 船長は、居住設備及び衛生設備等に関し定期的な検査を実施し、その記録を船内に保管しなければならない。
Accommodation (Regulation 3.1)	○ Rule of ship appliance ※ Ships build before the date of entry into force of MLC,2006 on Japan shall not be applied the provisions of the Rule of ship appliance amended on 2013/XX/XX. ○ Notice No.XX (2013/X/XX) related the Regulations for Labour, Safety and Health of Mariners ・ requires that the master or the designated person shall carry out a periodical inspection for seafarer accommodation and sanitary equipments to keep good condition and record the results of these inspections.
9. 船舶におけるレクリエーション用の設備 (第 3.1 規則)	○ 船舶設備規程第115条の16(未定) ※我が国について条約の効力が生じる日より前に建造された船舶は、改正された規定(平成 25 年 X 月交付)の適用を受けない。 ○ 船員労働安全衛生規則に係る通達 ・ 船舶所有者は、船内のレクリエーション設備を適切に整備すること
On-board recreational facilities (Regulation 3.1)	○ Rule of ship appliance Art.115-16 (Pending) ※ Ships build before the date of entry into force of MLC,2006 shall not be applied the provisions of Rule of ship appliance amended on 2013/XX/XX.

	○ Notice No.XX (2013/X/XX) related the Regulations for Labour, Safety and Health of Mariners ・ requires that the shipowner shall equip properly recreational facilities on board for seafarers.
10. 食料及び料理の提供(第 3.2 規則)	○ 船員法第80条(食料の支給) ・ 船舶所有者は、船員の乗船中、無料で食料を支給しなければならない。 - 参照: 食料表に関する告示 ・ 船舶所有者は、船内における食料の支給を適切に行う能力を有する者を乗組ませなければならない。 - 参照: 船舶料理士に関する省令第1条(調理の管理) - 船舶料理士に関する省令第1条に係る通達 ○ 船舶料理士に関する省令第1条 ・ 船舶所有者は、18歳未満船員が調理に関する業務に従事させてはならない。 ○ 船員労働安全衛生規則に係る通達第 XX 号(平成 25 年 X 月 XX 日付) ・ 船長は、食料及び飲料水の供給、貯蔵及び設備に関し定期的な検査を実施し、その記録を船内に保管しなければならない。
Food and catering (Regulation 3.2)	○ Mariners Law Art.80 ・ requires that the shipowner shall provide seafarers with food free of charge on board. - Refer Notice of Table for Food and Drinking Water related the Mariners Law Art.80 provided the details for food and catering. ・ requires that the shipowner shall man a person who has sufficient competence to carry out catering service on board. - Refer to the regulations below; ・ Regulation for ship's cook Art.1 ・ Notice No.XX(2013/X/XX) related the Regulation for ship's cook Art.1 ○ Regulation for ship's cook Art.1 ・ prohibits the shipowner from the employment of ship's cook under the age of 18 years. ○ Notice No.XX (2013/X/XX) related Regulations for Labour Safety and Health of Mariners ・ requires that the master or the designated person shall carry out a periodical inspection for food, drinking water and catering service for seafarers and record the results of these inspections.
11. 健康及び安全並びに災害の防止 (第 4.3 規則)	○ 船員災害防止活動の促進に関する法律 ・ 国土交通大臣は、5年ごとに船員災害防止基本計画を作成、公表する。 ・ 国土交通大臣は、毎年、上記基本計画の実施を図るため、船員災害防止実施計画を作成、公表する。 ○ 船員法第81条(安全及び衛生) ○ 船員労働安全衛生規則第2条 ・ 船舶所有者は、各部毎に安全担当者を選任しなければならない。 ○ 船員労働安全衛生規則第11条の2 ・ 常時5人以上の船員が乗組む船舶の船舶所有者は、船内安全衛生委員会を設けなければならない。 ○ 船員法第111条(報告事項)、船員法施行規則第73条 ・ 船舶所有者は、年度ごとに発生した災害又は疾病に関する事項を運輸局長あて報告しなければならない。

Health and safety and accident prevention (Regulation 4.3)	○ Law for encouragement of activity on accident prevention of seafarers provides: ・ Competent authority provides the Basic plan for accident prevention of seafarers every 5 years. ・ Competent authority provide the Implementation plan for accident prevention of seafarers every year to ensure above Basic plan. ○ Mariners Law Art.81 provides safety and health. ○ Regulations for Labour Safety and Health of Mariners Art.2 ・ requires that the shipowner shall appoint a person to be in charge of safety every each department on board. ○ Regulations for Labour Safety and Health of Mariners Art.11-2 ・ requires that the shipowner shall establish the ship's safety and health committee on board a ship on which there are 5 or more seafarers. ○ Mariners Law Art.111, Regulations for Enforcement of the Mariners Law Art.73 ・ requires that the shipowner shall report on accidents and illness on board ship to the competent authority every financial year.
12. 船舶における医療(第 4.1 規則)	○ 船員法第81条(安全及び衛生) - 参照: 船員法施行規則第53条(医薬品その他の衛生用品の備え付け等) - 船員法施行規則第54条(医療書の備置) ○ 船員法第89条(療養補償) ・ 船舶所有者は、船員が職務上負傷し又は疾病にかかったときは、その負傷又は疾病がなおるまで、その費用で療養を施し、又は、療養に必要な費用を負担しなければならない。 ○ 船員法第82条(医師) ・ 船舶所有者は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数 3,000 トン以上の船舶で最大乗組員100名以上の船舶に医師を乗組ませなければならない。 ※条約 A4.1.4.(b) と実質的同等である ○ 船員法第82条の2(衛生管理者) ・ 船舶所有者は、乗組員の中から衛生管理者を選任しなければならない。
On-board medical care (Regulation 4.1)	○ Mariners Law Art.81 - Refer to the Regulations for Enforcement of the Mariners Law Art. 53 and 54 provided the details of medicine chest, medical equipment and medical guide. ○ Mariners Law Art.89 ・ requires that the shipowner shall grant seafarers medical benefits at the shipowner's expense or pay the cost for necessary medical treatment until they have completely recovered from injury or illness. ○ Mariners Law Art.82 ・ requires that the shipowner shall man a medical doctor on board a ship on which is not less than 3,000GT with maximum capacity of not less than 100 persons in the navigation of the ocean-going area or the coasting area. ※ Substantial equivalents to A4.1.4.(b) of MLC,2006 ○ Mariners Law Art.82-2

	・ requires that the shipowner shall appoint a health supervisor on board a ship which is not less than 3,000GT in the navigation of the ocean-going area or the coasting area, excluding above Art.82 mentioned ship.
13. 船舶内における苦情に関する手続 (第 5.1.5 規則)	○ 船員法第118条の4(船内苦情処理手続) ・ 船舶所有者は、船内苦情処理手続を定め、船員から苦情の申出を受けた場合にあっては、その苦情を処理しなければならない。 ・ 船舶所有者は、苦情の申出を理由として、船員に対して不利益な取扱をしてはならない - 参照: 船員法施行規則第78条の2の3
On-board complaint procedures (Regulation 5.1.5)	○ Mariners Law Art.118-4 ・ requires that the shipowner shall have on-board complaint procedures for seafarers and resolve complaints of seafarers. ・ prohibits any kind of victimization of a seafarer for filing a complaint. - Refer to the Regulations for Enforcement of the Mariners Law Art. 78-2-3 provided the details of on-board complaint procedures.
14. 賃金の支払(第 2.2 規則)	○ 船員法第53条(給料その他の報酬の支払方法) ・ 船舶所有者は、給与その他の報酬の全額を毎月1回以上一定の期日に船員に支払わなければならない。 ・ 船舶所有者は、給与明細書を船員に交付しなければならない。 - 参照: 船員法施行規則第40条の2
Payment of wages (Regulation 2.2)	○ Mariners Law Art.53 ・ requires that the shipowner shall pay salary, wages or other remuneration to seafarers at the fixed date that is once or more every month. ・ requires that shipowner shall provide a monthly account of the payments. - Refer to Regulations for enforcement of the Mariners Law Art. 40-2 provided the details of a monthly account.

氏名

Name:

肩書

Title:

署名

Signature:

場所

Place:

日

Date:

(Seal or Stamp of the authority)

実質的に同等な規定
Substantial equivalencies

(該当しない記述を抹消すること。)
(Note: Strike out the statement which is not applicable)

1 から 14 までの項目に記載したものを除くほか、2006 年の海上の労働に関する条約第 6 条 3 及び 4 に規定する実質的に同等な規定を次に記載する。(適当な場合には説明を挿入すること。)

The following substantial equivalencies, as provided under Article VI, paragraphs 3 and 4, of the Convention, except where stated above, are noted (insert description if applicable):

実質的に同等な規定による実施は、認められなかった。

No equivalency has been granted.

氏名
Name: -----
肩書
Title: -----
署名
Signature: -----
場所
Place: -----
日
Date: -----
(Seal or Stamp of the authority)

適用除外
Exemptions

(該当しない記述を抹消すること。)
(Note: Strike out the statement which is not applicable)

2006 年の海上に関する条約第 3 章の規定に基づいて権限のある機関が認めた適用除外を次に記載する。

The following exemptions granted by the competent authority as provided in Title 3 of the Convention are noted:

適用除外は、認められなかった。

No exemption has been granted.

氏名
Name: -----
肩書
Title: -----
署名
Signature: -----
場所
Place: -----
日
Date: -----
(Seal or Stamp of the authority)

海上労働遵守措置認定書 第Ⅱ部 (記載例)

Declaration of Maritime Labour Compliance Part II (SAMPLE)

検査から次の検査までの間において継続的な遵守を確保するためにとる措置
Measures adopted to ensure ongoing compliance between inspections

次の措置は、検査から次の検査までの間において継続的な遵守を確保するため、この海上労働遵守措置認定書を添付する海上労働証書に氏名又は名称が記載されている船舶所有者がとることとした。

The following measures have been drawn up by the shipowner, named in the Maritime Labour Certificate to which this Declaration is attached, to ensure ongoing compliance between inspections:

(第Ⅰ部の各項目の遵守を確保するためにとることとした措置を次の1から14までに記載すること。)

(State below the measures drawn up to ensure compliance with each of the items in Part I.)

この記載例は、各項目の最低限記載すべき事項を示している。

なお、就業規則、ISMコードに則り作成された安全管理規程(手順書を含む)、労使協定及びその他の社内規程等に遵守措置が記載されている場合は、遵守措置の詳細はそれらの文書を参照できるものとする。

1. 最低年齢(第1.1規則)	○船舶所有者は、16歳未満の者を船員として雇用しない。船員の年齢確認は、雇入時に公的な書類により確認を行う。 ※詳細は、XX規程「船員配乗手順」による。 ○船長は、18歳未満の船員に対しては、次の労働に従事させない。 ・夜間労働 ・健康又は安全を損なう労働 ※禁止する労働の範囲は、XX規程「安全衛生管理手順」による。又は ※禁止する労働の範囲は、別紙リストによる。	□
Minimum age (Regulation 1.1)	○The shipowner shall not employ persons under the age of 16 years. The shipowner shall confirm the age of the seafarers by official documents (such as passport or mariner's pocket ledger) when the shipowner employs seafarers. ※Details of employment procedures are described in XX. ○The master shall ensure that seafarers under the age of 18 years shall not be engaged in the works as the following: ・Night works ・Hazardous works ※Type of the prohibited hazardous works are described in XX. or Type of hazardous works is described in attached document.	
2. 健康証明書(第1.2規則)	○船舶所有者又は船長は、雇入時及び乗船時に、当該船員が有効な健康証明書を所持していることを確認する。 ※船員の要件確認は、XX規程「船員配乗手順」による。 ○船長は、船員の健康証明書の有効期限について適切に管理する。 ○船舶所有者は、緊急の場合であって、やむを得ず有効期間が満了した後3か月以内の健康証明書を所持する船員を雇い入れる場合は、地方運輸局長の許可を得る。	□
Medical certification	○The shipowner or the master shall confirm that a seafarer have	

(Regulation 1.2)	a valid medical certificate when he/she is employed or embarked on board. ※Procedures for the confirmation of a seafarer's medical certificate are described in XX. ○The master shall check the term of validity of a seafarer's medical certificate and adequately keep them on board. ○The shipowner shall have a permit issued by the competent authority for employment of a seafarer holding no valid medical certificate in an urgent case. In this case, the seafarer shall hold a medical certificate which is expired within 3 months in the past.	
3. 船員の資格(第1.3規則)	○船舶所有者又は船長は、雇入時及び乗船時に、当該船員が従事する職務に必要な資格及び能力証明等を所持していることを確認する。 ○船舶所有者は、船員に船内の安全及び衛生に関する基礎的事項について教育を実施する。 ○船長は、船員の資格及び能力証明書の有効期限について適切に管理する。 ※船員の資格要件の確認は、XX規程「船員配乗手順」による。	□
Qualifications of seafarers (Regulation 1.3)	○The shipowner or the master shall confirm that seafarers have valid qualifications and certificates when they are employed or embarked on board. ○The shipowner shall provide basic safety training to seafarers in accordance with STCW78 as amended. ○The master shall check the term of validity of seafarer's qualifications and certificates and manage them on board. ※Procedures for confirmation of seafarer's qualifications and certificates is described in XX.	
4. 船員の雇用契約(第2.1規則)	○船舶所有者は、船員と雇入契約を締結する前に労働条件等を記載した書面を提示し、十分な説明を行う。 ○船舶所有者は、船員と雇入契約を締結したときは、雇用契約書2通を作成し、双方が署名し、1通は会社が保管し、他の1通は船員に交付する。また、船舶所有者は、船長にその写しを船内で保管させる。 ○船長又は船舶所有者は、船員と雇入契約を締結したときは、地方運輸局にその旨を届け出る。 ○海上労働証書に記載される船舶所有者に代わり、本船に乗り組む船員と雇入契約を締結する者の名称又は氏名を海員名簿第6表に記載する。 ○船長は、船員の勤務に関する事項を船員手帳に記載する。	□
Seafarers' employment agreements (Regulation 2.1)	○The shipowner shall provide a seafarer with the document described working conditions and explain them sufficiently before concluding an employment contract. ○The shipowner shall draw two seafarer's employment agreement (SEA) and keep one agreement in his office and provide another one to the seafarer when the shipowner concludes a contract with the seafarer. And Shipowner shall keep a copy of the SEA on board. ○The master and the shipowner shall submit necessary documents related to the SEA without delay to the competent authority when the agreement is concluded. ○The shipowner shall draw a crew list that is described the name of employers, who conclude employment contract with seafarers	

	expect shipowner named in the Maritime Labour certificate. ○ The master shall enter the records of employment in the Mariner's pocket ledger of seafarers.	
5. 免許を与えられ、資格証明を受け、又は規制された民間の船員の募集及び職業紹介のための機関の利用 (第 1.4 規則)	○船舶所有者は、法令に適合していない募集及び職業紹介機関を介して船員を雇い入れることを禁止する。 ○船舶所有者は、募集及び職業紹介機関を介して船員を雇い入れた場合、当該機関のリスト及び法令への適合性を証する書類を船内に備え置く。	□
Use of any licensed or certified or regulated private recruitment and placement service (Regulation 1.4)	○ The shipowner shall prohibit employment of seafarers using the manning agencies not adapted to requirements of Law and Regulations. ○ The shipowner shall have manning agencies list and document on board, that the manning agencies are certified to correspond to requirements of the Law and the Regulations, when he/she employed seafarers using the manning agencies.	
6. 労働時間又は休息時間 (第 2.3 規則)	○船舶所有者は、労働時間に関する規定を就業規則に定め、地方運輸局に届出を行う。 ・船員の1日当たりの労働時間は、8時間以内とする。 ・最長労働時間は、1日当たり14時間、7日間当たり72時間とする。 ・休息時間を1日について3回以上に分割して与えることを禁止する。 ○船長は、船内労働に関する通常配置表を船内(船橋、機関室、食堂等)に掲示する。 ○船長は、船員の労働時間及び休息時間等を記録した船内記録簿を管理する。また、船員の求めに応じ、当該記録簿の写しを船員に交付する。 *労使協定により例外規定を適用している場合は、その旨を記述する ※例外措置の詳細は、当該労使協定による。	□
Hours of work or rest (Regulation 2.3)	○ The shipowner shall submit a document described working conditions of seafarers (Working Regulations) to the competent authority when he draw it with agreement of the representative of seafarers. The document contains the articles below; ・ Working hours per day of seafarers shall be less than 8 hours. ・ Maximum working hours per any 24-hour period of seafarers shall be within 14 hours, and it per any 7-day period should be within 72 hours. ・ Rest hours of seafarers shall not be divided into more than 3 times. ○ The master shall post a table with the shipboard working arrangements in an easily accessible place on board (e.g. Navigation bridge, Engine cont.room, mess room, etc.). ○ The master shall maintain a record book for working and rest hours of seafarers on board and provide a copy of its records when a seafarer request to provide his working records. * If exceptions by the agreements with representative of seafarers are permitted by the competent authority, the essence of it shall be described in this document (DMLC Part II). ○ The following exceptions are permitted by the competent authority; ・ Overtime ・ Work at holiday ・ Divided rest hour more than 3 times ※ Details is stipulated in the agreement with representative	

	of seafarers.	
7. 船舶の配乗の水準 (第 2.7 規則)	○船舶所有者は、最小安全配員証書に基づき、配乗を行う。 ※配乗に関する詳細は、XX 規程「船員配乗手順」による。	□
Manning levels for the ship (Regulation 2.7)	○ The shipowner shall man seafarers on board in accordance with the Minimum safety manning certificate. ※ Details is described in XX.	
8. 居住設備 (第 3.1 規則)	○船舶所有者は、船員の居住設備の要件を確保する。 ○船長又は船長が指名する者は、船員の居住設備が良好な状態に維持されることを確保するため、船員の居住設備について定期的な検査を実施し、その結果を検査記録簿に記録する。 ※検査実施の詳細は、XX 規程「安全衛生管理手順」による。 *例外規定が適用されている場合は、その旨を記述する ○	□
Accommodation (Regulation 3.1)	○ The shipowner shall ensure the living conditions correspond with the requirements of national regulations. ○ The master or the designated person shall carry out a periodical inspection for seafarer accommodation and sanitary equipments to keep good condition and record the results of these inspections ※ Procedure of the inspection is described in XX. *If the shipowner was permitted exceptions by the competent authority on ship appliance, the details shall be described in this column. ○	
9. 船舶におけるレクリエーション用の設備 (第 3.1 規則)	○船舶所有者は、船員の娯楽設備の要件を確保する。	□
On-board recreational facilities (Regulation 3.1)	○ The shipowner shall ensure that recreational facilities is equipped on board for seafarers.	
10.食料及び料理の提供 (第 3.2 規則)	○船舶所有者は、船員に無償でかつ適切に食料を支給する。 ○船舶所有者は、船舶料理士の資格を有する者又は教育訓練を受けた者を、供食業務に責任を有する又は従事する船員として配乗する。 ○供食業務に従事する船員は、年齢18歳以上の者とする。 ○船長又は船長が指名する者は、定期的に食料・飲料水及び供食設備について検査を実施し、その結果を記録する。 ※検査実施の詳細は、XX「安全衛生管理手順」による。	□
Food and catering (Regulation 3.2)	○ The shipowner shall adequately provide food seafarers on board with food free of charge. ○ The shipowner shall man the seafarers who have a certificate of ship's cook or were trained in accordance with national regulations for food preparation.. ○ The shipowner shall ensure that seafarers engaged in food preparation are 18 years or older. ○ The master or the designated person shall carry out a periodical inspections for food, drinking water, the catering facilities and record the results of the inspections. ※ Procedure of inspection is described in XX.	
11. 健康及び安全並びに災害の防止 (第 4.3 規則)	○船舶所有者は、安全衛生に関するリスク評価を行い、災害等の防止計画を作成する。船長は、当該計画を船員に周知し実施する。 ○船舶所有者は、甲板部、機関部、事務部その他の各部について、安全担当者を選任する。 ○船舶所有者は、船内の安全衛生の確保維持のため、船内安全衛生委員	□

	会を設置する。船長は、船内安全衛生委員会を定期的開催し、その議事録を保管するものとする。 ○船長は、船内で発生した疾病・災害について、会社あて定期的に報告する。船舶所有者は、報告書を取りまとめ、地方運輸局に報告する。 ※健康及び安全並びに災害の防止に関する詳細は、XX 規程「安全衛生管理手順」による。	
Health and safety and accident prevention (Regulation 4.3)	○ The shipowner shall draw up a policy and programmes on safety and health on board with risk evaluation. The master notifies seafarers on board the programmes and carry out it adequately. ○ The shipowner shall appoint a seafarer to be in charge of safety every department (Deck, Engine and Purser's and other department). ○ The shipowner shall establish the ship's safety and health committee on board. The master shall hold periodically the ship's safety and health committee and keep the proceedings of the committee on board. ○ The master shall report periodically on accidents and illnesses on board to the designated company. And the shipowner submits these reports to the competent authority every financial year. ※ Procedure for Health, safety protection and accident prevention is described in XX.	
12. 船内における医療(第 4.1 規則)	○船舶所有者は、船員に費用を負担させることなく、医療を提供する。 ○船舶所有者は、医師、衛生管理者又は応急医療担当者の資格を有する船員を船内の医療に責任を有する者として配乗する。 ○船長は、船内の医療のための薬品及び医療器具並びに医療設備を適切に維持する。 ※医療に関する詳細は、XX 規程「安全衛生管理手順」による。	□
On-board medical care (Regulation 4.1)	○ The shipowner ensures that adequate medical care shall be provided at no cost to the seafarers. ○ The shipowner shall man ship's doctor, health supervisor, or person in charge of first aid as a seafarer with responsibility of medical care on board. ○ The master shall maintain adequately a medicine chest, medical equipment and a medical guide on board. ※ Procedure of medical care on board is described in XX.	
13. 船舶内における苦情に関する手続(第 5.1.5 規則)	○船舶所有者は、船内苦情処理手続を定め、雇用契約を締結した際、船員に当該手続を記載した文書を交付する。 ○船長は、船員から苦情の申立があった場合、船内苦情処理手続に従い適切に処理を行う。また、苦情に関する処理について記録する。 ○船舶所有者及び船長は、苦情を申し立てた船員に対する不利益な取扱いが行われないことを確保する。	□
On-board complaint procedures (Regulation 5.1.5)	○ The shipowner shall have on-board complaint procedures applicable on the ship and provide seafarers with a copy of the procedures together with their seafarers' employment agreement ○ The master shall resolve the complaints of seafarers in accordance with the on-board complaint procedures and record the decisions on the complaints. ○ The shipowner and the master shall ensure that any kind of victimization of seafarers for filing complaints is not performed.	

14. 賃金の支払(第 2.2 規則)	○船舶所有者は、給料その他の報酬に関する規定を就業規則に定め、地方運輸局に届出を行う。 ○船舶所有者は、船員に定期的に(1か月1回以上)給与を定められた方法により支払う。また、その際、給与明細書を船員に交付する。	□
Payment of wages (Regulation 2.2)	○ The shipowner shall notify the Working Regulations to the competent authority when the shipowner stipulated the Working Regulations for wages and other remunerations with an agreement of the representative of seafarers. ○ The shipowner shall pay the salary, wages or other remunerations to seafarers on the fixed date once or more every month in accordance with the stipulated measures. And the shipowner shall provide the seafarers with a monthly account of the payments.	

第 I 部に掲げる要件に関し、検査から次の検査までの間において継続的な遵守を確保するため、上記の措置をとることとしたことをここに証明する。

I hereby certify that the above measures have been drawn up to ensure ongoing compliance, between inspections, with the requirements listed in Part I.

船員法第 5 条第 2 項の
船舶所有者を記入
※マルシップの場合は、
借入人（海外法人）

船舶所有者の氏名又は名称
Name of shipowner: Panama KJ shipping S.A.
会社の住所:
Company address:
権限を与えられた署名者の氏名
Name of the authorized signatory:
肩書
Title:
権限を与えられた署名者の署名
Signature of the authorized signatory:
日
Date:
船舶管理会社の名称
Name of ISM company:
船舶管理会社の住所
Address of ISM company:

Stamp or seal of the shipowner, as appropriate

※受検機関のみ記載し、取消線部分は削除。（この例では、国が検査実施機関）

上記の措置は、日本国政府 関東 運輸局長又は登録検査機関により検討され、船舶の検査の後、この海上労働
遵守措置認定書の第 I 部に掲げる要件に当初の及び継続的な遵守を確保するための措置に関し A5.1.3 基準 10 (b)に定
める目的に合致すると判断された。

The above measures have been reviewed by the Director of Kanto District Transport Bureau of the
Government of JAPAN or Recognized organization and, following inspection of the ship, have been
determined as meeting the purposes set out under Standard A5.1.3, paragraph 10 (b), regarding measures to
ensure initial and ongoing compliance with the requirements set out in Part I of this Declaration

受検機関（国又はROの
いずれか）について記入。
※検査員の氏名、肩書、署名
機関の住所、場所
検査が終了した日

氏名
Name: Ichiro SUZUKI
肩書
Title: Inspector
所在地
Address:
署名
Signature:
場所
Place:
日
Date:

Seal or Stamp of the authority, as appropriate